

十和田八幡平国立公園  
(八幡平地域)

指 定 書  
及 び  
公 園 計 画 書  
(環境省案)

平成 年 月 日

環 境 省

十和田八幡平国立公園  
(八幡平地域)

指 定 書  
(環境省案)

平成 年 月 日

環 境 省

# 目 次

1	十和田八幡平国立公園の指定理由	1
2	十和田八幡平国立公園八幡平地域の概要	2
(1)	景観の特性	3
ア	地形、地質	3
イ	植生・野生生物	3
ウ	自然現象	3
エ	文化景観	4
(2)	利用の現況	4
(3)	社会経済的背景	4
ア	土地所有別	4
イ	人口及び産業	4
ウ	権利制限関係	5
(ア)	保安林	5
(イ)	鳥獣保護区	6
(ウ)	史跡名勝天然記念物	6
(エ)	農業振興地域	7
3	公園区域	8

## 1 十和田八幡平国立公園の指定理由

### (1) 景観（同一風景形式中、我が国の風景を代表する傑出した自然の風景地）

十和田八幡平国立公園は、奥羽山脈の北側、青森県、岩手県及び秋田県の3県が隣接する地域に位置し、八甲田から十和田湖にかけての「十和田八甲田地域」とその南側約50kmに位置する八幡平から岩手山及び秋田駒ヶ岳にかけての「八幡平地域」からなる。両地域ともに火山活動の活発な地域で、オオシラビソの原生林に覆われた火山地形や湿原など多様な自然景観及び温泉の湯治場などの人文景観が特徴的である。

「十和田八甲田地域」は、湖と火山に代表される景観を有している。標高約400mの山上に深く青い水をたたえる十和田湖は十和田火山の二重カルデラ内に形成された特徴的なカルデラ湖で、中央部の中湖火口には水深327mの最深部がある。湖を取り巻く周囲の外輪山には火山の活動によって堆積した地層や溶岩ドームなどの顕著な火山地形を観察することができる。十和田湖から流れ出す奥入瀬川は、苔むす岩を洗い、両岸からの滝と合流しながら、深い自然林の中を流れており、優れた溪流美をもつ奥入瀬溪流として名高い。十和田湖の北側には、火山活動によって形成された八甲田があり、大岳（標高1552m）を中心とする北八甲田火山群と櫛ヶ峰（1517m）を中心とする南八甲田火山群から成り立っている。

「八幡平地域」は、今も活発な活火山に代表される火山景観を有している。最高峰の岩手山（標高2038m）をはじめ、八幡平、秋田駒ヶ岳、焼山（秋田焼山）など標高1200m～1600m級の火山から形成された火山景観が見られる。これらの火山は、成層火山、溶岩ドーム、爆裂火口、カルデラ、溶岩流、火口湖等、火山活動により形成された多種多様な地形が存在し、現在でも噴気、噴湯、泥火山、地熱地帯等の火山現象が活発である。

本国立公園の風景形式は、火山連峰、カルデラ湖、原生的な自然林及び峡谷である。これらは、火山活動に関わる景観要素（成層火山、火山性高原、カルデラ、溶岩流、火山現象、温泉等）、水に関わる景観要素（カルデラ湖等の湖沼、峡谷、高層湿原、池塘等）、その他の景観要素（原生的な自然林、高山植物群落、湯治場等の人文景観等）を有する。

本国立公園は、二重カルデラ内に形成された特徴的なカルデラ湖である美しく静謐な十和田湖、八甲田及び八幡平をはじめとする火山連峰及びそれらと一体となった雄大な自然林、優れた溪流美を持つ奥入瀬溪流の傑出性が高いことから、我が国を代表する自然の風景地である。

### (2) 規模（区域面積が原則として3万ha以上）

本国立公園の区域面積は85,534ha（十和田八甲田地域45,060ha、八幡平地域40,474ha）である。

### (3) 自然性（原生的な景観核心地域が原則として約2,000ha以上）

本国立公園の原生的な景観核心地域は、八甲田、八幡平、岩手山及び秋田駒ヶ岳に代表される主要な火山の火口及び山稜部並びに二重カルデラ湖である十和田湖周辺であり、その区域面積は31,012ha（十和田八甲田地域22,812ha、八幡平地域8,200ha）を超える。

#### (4) 利用（多人数による利用が可能）

本国立公園の利用は、山岳地域の登山、湿原や湖周辺の自然探勝、ドライブ、湖における遊覧船及び温泉入浴など体験型や周遊型の利用が公園指定当時から続く利用形態である。また、新幹線等によるアクセスも比較的良好で、利便性に富んでいる。

本国立公園は、十和田八甲田地域を昭和 11 年 2 月 1 日に指定し、昭和 31 年 7 月 10 日に八幡平地域を追加指定している。

以上より、「国立公園及び国定公園の候補地の選定及び指定について」（平成 25 年 5 月 17 日付け環自国発第 1305171 号 環境省自然環境局長通知）の別添「国立公園及び国定公園の候補地の選定及び指定要領」のうち「1 国立公園及び国定公園の候補地の選定」に掲げる各要件を満たしている。

また、本国立公園は「みちのくの脊梁～原生林が彩る静謐の湖水、息づく火山と奥山の湯治場」をテーマとし、火山活動によって形作られた豊かな自然と湯治等の文化を感じられる国立公園として、風致景観の保全と適切な利用を推進するものである。

## 2 十和田八幡平国立公園八幡平地域の概要

十和田八幡平国立公園は、昭和 11 年 2 月 1 日に十和田湖、北八甲田火山群・南八甲田火山群の原生的な自然環境及び奥入瀬の溪流美を中核とした十和田八甲田地域が、わが国を代表する傑出した自然の風景地として十和田国立公園に指定され、その後、昭和 31 年 7 月 10 日に多様な火山景観を中核とする八幡平地域が追加指定され、現在の公園名に改称された。

八幡平地域は、岩手県及び秋田県の隣接地域に位置し、その区域は東西約 30 km、南北 35 km にわたる山岳地である。

本地域は、火山活動により形成された火山連峰からなり、最高峰の岩手山（標高 2038m）をはじめ、八幡平、秋田駒ヶ岳、焼山（秋田焼山）など標高 1200m～1600m 級の火山から形成された火山景観が見られる。これらの火山は、成層火山、溶岩ドーム、爆裂火口、カルデラ、溶岩流、火口湖等、火山活動により形成された多種多様な地形が存在し、現在でも噴気、噴湯、泥火山、地熱地帯等の火山現象が活発である。周辺には、18 世紀の岩手山の噴火により延長約 4 km にわたって形成された焼走り溶岩流、放射能を持つ含鉛重晶石である北投石が形成される玉川温泉、噴湯の熱水で形成された湖沼や河川である大湯沼や湯川など、特徴的な火山景観が見られる。

植生は標高 1000m 前後を境に下部はブナを主体とする落葉広葉樹林が広がり、上部はオオシラビソを主体とする亜高山性針葉樹林、最上部の稜線付近にはハイマツ等の高山植物帯が見られ、全体的に原生的な植生に覆われている。また、秋田駒ヶ岳及び岩手山のコマクサ、エゾツツジ等、八幡平の湿原植生や雪田植生をはじめ、山腹から山稜部にかけて各所に分布する高山植物群落も本地域の景観を構成する重要な要素となっている。

これらの豊かな植生を背景に、ツキノワグマ、カモシカ等の大型哺乳類やイヌワシ、ホシガラス等の鳥類など数多くの野生動物が生息している。

活発な火山活動を背景に、後生掛、蒸ノ湯、大深、玉川、乳頭、藤七、松川、網張、滝ノ上、国見等の温泉地が多く、保健、休養を兼ねた観光利用が盛んであるとともに、昔ながらの長期滞在型の湯治場でもあり、独特の湯治風景は貴重な文化景観となっている。

## (1) 景観の特性

### ア 地形、地質

本地域は、火山活動により形成された火山連峰で、最高峰の岩手山（標高 2038m）をはじめ、八幡平、秋田駒ヶ岳、焼山（秋田焼山）など標高 1200m～1600m級の火山から形成された火山景観が見られる。これらの火山は、成層火山、溶岩ドーム、爆裂火口、カルデラ地形、溶岩流、火口湖等、火山活動により形成された多種多様な地形が存在する。周辺には、18 世紀の岩手山の噴火により延長約 4 km にわたって形成された焼走り溶岩流、放射能を持つ含鉛重晶石である北投石が形成される玉川温泉、噴湯の熱水で形成された湖沼や河川である大湯沼や湯川など、特徴的な火山景観が見られる。

また、八幡平の八幡沼周辺や黒谷地湿原、秋田駒ヶ岳の阿弥陀池周辺の浄土平、山頂一帯が湿原の大白森など、多くの高層湿原が発達している。特に乳頭山周辺の笹森山北東に広がる千沼ヶ原は、本地域を代表する高層湿原で、登山道から確認できるものだけでも数百を超える池塘が湿原に散在しており、湿原の高山植物群落と周辺のオオシラビソの森林、周囲の山々や空を背景に、まさに秘境といった様相を呈している。

湖沼や湿原は、火口湖やその周辺に発達した湿原など特に山上に多いが、山の中腹にも大沼や長沼、蓬莱沼、熊沼など無数の湖沼とその周辺の湿原が発達している。また、比較的なだらかな地形に発達した湿原として大場谷地、熊谷地、前谷地などの湿原がある。

### イ 植生・野生生物

植生は標高 1000m 前後を境に下部はブナを主体とする落葉広葉樹林が広がり、上部はオオシラビソを主体とする亜高山性針葉樹林、最上部の稜線付近にはハイマツ等の高山植物帯が見られ、全体的に手つかずの原生的な植生に覆われている。また、秋田駒ヶ岳及び岩手山のコマクサ、エゾツツジ等、八幡平の湿原植生や雪田植生をはじめ、山腹から山稜部にかけて各所に分布する高山植物群落も本地域の景観を構成する重要な要素となっている。

これらの豊かな植生を背景に、ツキノワグマ、カモシカ等の大型哺乳類やイヌワシ、ホシガラス等の鳥類など数多くの野生動物が生息している。

### ウ 自然現象

後生掛や蒸ノ湯、大深、玉川の各温泉や焼山周辺では噴気、噴湯、泥火山、地熱地帯等の火山現象が活発である。また、噴湯の熱水で形成された湖沼や河川である大湯沼や湯川など、火山現象によって形成された壮大な景観が見られる。

## エ 文化景観

活発な火山活動を背景に、後生掛、蒸ノ湯、大深、玉川、乳頭、藤七、松川、網張、滝ノ上、国見等の温泉地が多く、保健、休養を兼ねた観光利用が盛んであるとともに、昔ながらの長期滞在型の湯治場でもあり、独特の湯治風景は貴重な文化景観となっている。

また、岩手山や秋田駒ヶ岳では、神社の奥宮や参詣道由来の登山道や地名など山岳信仰の名残を今に残している。特に岩手山は、岩手県中央部から眺めることができ、郷土の象徴的な山として親しまれているとともに、多くの文人に愛されその作品の対象となっている。

## (2) 利用の現況

本地域の利用は、温泉入浴、山岳地域の登山、自然探勝及び山岳地まで整備された道路を利用したドライブなど体験型や周遊型の利用が公園指定当時から続く利用形態である。平成 24 年には、十和田八幡平国立公園に 475 万人の利用者が訪れている。

また、十和田八甲田地域と八幡平地域を一体とした周遊利用や、国立公園外の周辺の主要観光地（角館の武家屋敷群や田沢湖、民営の農場等）と併せた北東北を周遊する利用も少なくない。

## (3) 社会経済的背景

### ア 土地所有別

本地域は、国有地 39,506ha、公有地 685ha、私有地 283ha の計 40,474ha であり、国有地の地域全体に占める割合が大きい。

### イ 人口及び産業

本地域に関する各市町村の人口及び世帯数は、次の通りである（平成 22 年国勢調査から引用）。国立公園とかかわりの深い産業としては温泉を利用した宿泊業や観光業が挙げられるほか、近年は地熱資源の開発が注目されている。

県名	市町村名	世帯数（戸）	人口（人）
岩手県	八幡平市	9,647	28,680
	滝沢市	19,334	53,857
	雫石町	5,530	18,033
秋田県	鹿角市	11,831	34,473
	仙北市	9,841	29,568

ウ 権利制限関係

(ア) 保安林

(国有林)

種類	位置	重複面積 (ha)	指定年月日
水源かん養	岩手県八幡平市	4,375	昭 34. 12. 1
	岩手県滝沢市	23	昭 43. 6. 6
	岩手県岩手郡雫石町	9,296	昭 36. 12. 23
	秋田県鹿角市	2,223	昭 35. 2. 23
	秋田県仙北市	17,860	明 30. 12. 9
土砂流出防備	岩手県八幡平市	1,835	—
	岩手県滝沢市	589	明 30 年以前
	岩手県岩手郡雫石町	1,090	明 30 年以前
	秋田県仙北市	1,536	大 8. 4. 12
保健	岩手県八幡平市	5,169	昭 56. 10. 27
	岩手県滝沢市	229	昭 58. 4. 25
	岩手県岩手郡雫石町	2,122	昭 58. 4. 30
	秋田県鹿角市	1,670	平 16. 7. 6
	秋田県仙北市	5,636	昭 58. 12. 13

(民有林)

種類	位置	重複面積 (ha)	指定年月日
水源かん養	秋田県仙北市	360	昭 42. 2. 23
	秋田県仙北市	0.2	昭 58. 12. 13
	秋田県仙北市	17	昭 63. 7. 30
	秋田県仙北市	0.03	昭 57. 2. 24
土砂流出防備	秋田県仙北市	0.85	昭 53. 8. 24
保健	秋田県仙北市	0.2	昭 58. 12. 13

## (イ) 鳥獣保護区

(県指定)

種類	位置	重複面積 (ha)	当初指定年月日
八幡平鳥獣保護区	岩手県八幡平、滝沢市及び岩手郡雫石町	15,840 (うち特保 1,742 ha)	昭 55. 11. 1
八幡平鳥獣保護区	秋田県鹿角市及び仙北市	10,913 (うち特保 3,032 ha)	昭 55. 11. 1
玉川鳥獣保護区	秋田県仙北市	3,451	平 18. 11. 1
石黒沢鳥獣保護区	秋田県仙北市	500 (うち特保 199 ha)	昭 47. 11. 1
駒ヶ岳鳥獣保護区	秋田県仙北市	2,558	昭 55. 11. 1

## (ウ) 史跡名勝天然記念物

区分	名称	位置	指定年月日
国指定天然記念物	岩手山高山植物帯	岩手県滝沢市	昭 3. 2. 7
国指定特別天然記念物	焼走り溶岩流	岩手県八幡平市	昭 27. 3. 29 (天然記念物としての指定は昭 19. 11. 7)
国指定天然記念物	葛根田の大岩屋	岩手県岩手郡雫石町	昭 18. 2. 19
県指定天然記念物	白沼のモリアオガエル繁殖地	岩手県岩手郡雫石町	昭 31. 7. 25
国指定特別天然記念物	玉川温泉の北投石	秋田県仙北市	昭 27. 3. 29 (天然記念物としての国指定は大 11. 10. 12)
国指定天然記念物	秋田駒ヶ岳高山植物帯	秋田県仙北市	大 15. 2. 24

※一覧は地域が明確に定められている史跡名勝天然記念物を記載している。この他に、「区域を定

めない」特別天然記念物のカモシカ及び天然記念物のイヌワシ等が地域内で確認されている。

(エ) 農業振興地域

位置	面積 (ha)	指定年月日
岩手県岩手郡雫石町 (芳沢牧野周辺)	83	昭 44

3 公園区域

(表1：公園区域(陸域)表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)	
岩手県	八幡平市内 国有林岩手北部森林管理署 485 林班、1552 林班、1554 林班、1557 林班、1558 林班及び 1560 林班の全部並びに 1 林班、7 林班、10 林班、12 林班、484 林班、1492 林班、1496 林班、1527 林班、1551 林班、1553 林班、1555 林班、1556 林班、1559 林班及び 1561 林班から 1566 林班までの各一部	6,462	
	八幡平市 松尾寄木第1地割及び番外地の各一部		
	八幡平市内 夜沼、石ガタ沼、石沼及び御護沼の全部並びに番外地の湖沼の一部		
	滝沢市内 国有林盛岡森林管理署 93 林班の全部及び 91 林班の一部	633	
	滝沢市 岩手山、大石渡及び番外地の各一部		
	岩手郡雫石町内 国有林盛岡森林管理署 698 林班、756 林班から 780 林班まで及び 792 林班の全部並びに 699 林班から 701 林班まで、704 林班、705 林班、709 林班、710 林班、718 林班及び 781 林班から 784 林班までの各一部	10,879	
	岩手郡雫石町 橋場字龍川山、長山字北ノ又沢、長山字中ノ又沢、西根字南ノ又沢、西根字金堀沢及び西根字大石沢の全部並びに長山字小松倉、西根字南白沢及び番外地の各一部		
	岩手郡雫石町内 ヒヤ潟の全部		
		小計	17,974

都道府県名	区	域	面積 (ha)	
秋田県	鹿角市内	国有林米代東部森林管理署 3131 林班、3132 林班、3134 林班、3140 林班及び 3141 林班の全部並びに 3127 林班から 3130 林班まで、3133 林班及び 3135 林班から 3139 林班までの各一部		
	鹿角市	八幡平字大沼の全部		
	鹿角市内	大沼及び長沼の全部	2,299	
秋田県	仙北市内	国有林秋田森林管理署 3013 林班から 3023 林班まで、3030 林班、3031 林班、3035 林班、3036 林班、3050 林班及び 3051 林班の全部並びに 3033 林班、3034 林班、3039 林班、3040 林班、3046 林班、3048 林班、3049 林班及び 3052 林班の各一部		
	仙北市	田沢湖玉川 字渋黒沢、字柳沢、字柳沢西及び字柳沢東の全部並びに 番外地の一部		
		田沢湖田沢 字女夫石沢の全部及び番外地の一部		
		田沢湖生保内 字黒湯沢の全部及び字駒ヶ岳の一部	20,201	
			小計	22,500
合 計				40,474

十和田八幡平国立公園  
(八幡平地域)

公園計画書  
(環境省案)

平成 年 月 日

環 境 省

# 目 次

1	基本方針	1
(1)	規制計画	2
ア	保護規制計画	2
(ア)	特別保護地区	2
(イ)	第1種特別地域	2
(ウ)	第2種特別地域	2
(エ)	第3種特別地域	2
(2)	施設計画	2
ア	利用施設計画	2
(ア)	集団施設地区	2
(イ)	単独施設	2
(ウ)	道路(車道)	2
(エ)	道路(歩道)	2
(オ)	運輸施設	3
2	規制計画	4
(1)	保護規制計画	4
ア	特別地域	4
(ア)	特別保護地区	7
(イ)	第1種特別地域	12
(ウ)	第2種特別地域	18
(エ)	第3種特別地域	29
イ	関連事項	36
(ア)	汚水又は廃水の排出規制区域	36
(イ)	採取等規制植物	37
(ウ)	乗入れ規制区域及び期間	42
ウ	面積内訳	44
3	事業計画	46
(1)	施設計画	46
ア	利用施設計画	46
(ア)	集団施設地区	46
(イ)	単独施設	48
(ウ)	道路	51
a	車道	51
b	歩道	51

(エ) 運輸施設	54
4 参考事項	55
(1) 過去の経緯（八幡平地域）	55
ア 公園区域	55
イ 保護計画	55
ウ 利用計画	55

## 1 基本方針

十和田八幡平国立公園は、奥羽山脈の北側、青森県、岩手県及び秋田県の3県が隣接する地域に位置し、八甲田から十和田湖にかけての「十和田八甲田地域」とその南側約50kmに位置する八幡平から岩手山及び秋田駒ヶ岳にかけての「八幡平地域」からなる。昭和11年2月1日に十和田八甲田地域が十和田国立公園に指定され、その後、昭和31年7月10日に八幡平地域が追加指定され、現在の公園名に改称されている。

八幡平地域は、岩手県及び秋田県の隣接地域に位置し、その区域は東西約30km、南北35kmにわたる山岳地である。

本地域は、火山活動により形成された火山連峰からなり、最高峰の岩手山(標高2038m)をはじめ、八幡平、秋田駒ヶ岳、焼山(秋田焼山)など標高1200m～1600m級の火山から形成された火山景観が見られる。これらの火山は、成層火山、溶岩ドーム、爆裂火口、カルデラ、溶岩流、火口湖等、火山活動により形成された多種多様な地形が存在し、現在でも噴気、噴湯、泥火山、地熱地帯等の火山現象が活発である。周辺には、18世紀の岩手山の噴火により延長約4kmにわたって形成された焼走り溶岩流、放射能を持つ含鉛重晶石である北投石が形成される玉川温泉、噴湯の熱水で形成された湖沼や河川である大湯沼や湯川など、特徴的な火山景観が見られる。

植生は標高1000m前後を境に下部はブナを主体とする落葉広葉樹林が広がり、上部はオオシラビソを主体とする亜高山性針葉樹林、最上部の稜線付近にはハイマツ等の高山植物帯が見られ、全体的に原生的な植生に覆われている。また、秋田駒ヶ岳及び岩手山のコマクサ、エゾツツジ等、八幡平の湿原植生や雪田植生をはじめ、山腹から山稜部にかけて各所に分布する高山植物群落も本地域の景観を構成する重要な要素となっている。

これらの豊かな植生を背景に、ツキノワグマ、カモシカ等の大型哺乳類やイヌワシ、ホシガラス等の鳥類など数多くの野生動物が生息している。

活発な火山活動を背景に、後生掛、蒸ノ湯、大深、玉川、乳頭、藤七、松川、網張、滝ノ上、国見等の温泉地が多く、保健、休養を兼ねた観光利用が盛んであるとともに、昔ながらの長期滞在型の湯治場でもあり、独特の湯治風景は貴重な文化景観となっている。

本地域の利用は、温泉入浴、山岳地域の登山、自然探勝及び山岳地まで整備された道路を利用したドライブなど体験型や周遊型の利用が公園指定当時から続く利用形態であり、今後も同様の形態を基本として適正な利用を進める。

なお、国立公園編入時から半世紀以上が経過し、東北新幹線の主要駅や東北自動車道のインターチェンジが整備されたことから岩手県盛岡市等を主要な起点として全国からの利用者が訪れるようになり、利用者は国立公園指定当時より格段に増加している。また、十和田八甲田地域と八幡平地域を一体とした周遊利用や、国立公園外の周辺の主要観光地(角館の武家屋敷群や田沢湖、民営の農場等)と併せた利用も少なくないことから、従来の八幡平地域のみ利用に加え、周辺地域との利用動線も考慮した利用を進める。

以上の自然的及び社会的状況を踏まえ、本地域の風致景観の保全と適正な利用を図るため、下記の方針に基づき公園計画を定めるものとする。

## (1) 規制計画

### ア 保護規制計画

現行の保護規制計画を基本とし、良好な風致を維持する区域等を特別地域とする。その他、以下の方針により保護規制計画を定めることとする。

#### (ア) 特別保護地区

- ・特に自然性が高く傑出した景観を有する山岳地と当該地に包含される湖沼、湿原、火山現象地帯等を特別保護地区とし厳正な保護を図る。

#### (イ) 第1種特別地域

- ・特別保護地区に準ずる景観を有し、特異な火山現象・植生・地形地質に優れた景観を形成している地域等で、現在の景観を極力保護することが必要な地域を第1種特別地域とする。

#### (ウ) 第2種特別地域

- ・主要な利用拠点の周囲、良好な状態で自然植生が維持されている地域、特異な地形・地質の露出地、溪流沿い、展望地点や主要道路（車道及び歩道）からの眺望対象として重要な地域等を第2種特別地域とする。

#### (エ) 第3種特別地域

- ・上記の地域以外で一体となって風景を形成している地域、人工林や二次林及び牧野を主体とした地域等を第3種特別地域とする。

## (2) 施設計画

### ア 利用施設計画

#### (ア) 集団施設地区

- ・快適な公園利用の拠点となる現存する地域のうち、適正な利用を増進するために特に重要な地域について区域を定め、整備方針に基づき施設を総合的に整備する集団施設地区を定めることで、特定の地域に施設が偏在しないようにする。

#### (イ) 単独施設

- ・利用実態から見て公園利用上必要である施設又は現存し公園利用に用いられている施設について、事業執行の可能性や整備による風致景観への支障の無いことを確認の上で適切な施設の計画を定める。

#### (ウ) 道路（車道）

- ・八幡平地域の利用特性に見合った利用者の流れを確保するための手段として、公園利用地点への連絡、公園の主要利用地点相互間の連絡、車窓又は車道沿線の特定地点からの景観観賞のいずれかの機能を有する車道で現存し、利用されているものを定めるものとする。

#### (エ) 道路（歩道）

- ・登山や縦走など、自然との深いふれあいのための徒歩利用に供される登山道（ただし、ロッククライミング、沢登り、やぶこぎ、山スキー等の高度の登山技術又は多くの経験を必要とする登山ルートは除く）や自然観察、自然探勝を行うための徒歩利用の探勝歩道として現存し、利用されている歩道を定めることとする。

(オ) 運輸施設

- ・公園の主要展望地点への到達又は搬器上からの景観観賞等の機能を有し、公園利用者を運送するための索道運送施設（専らスキー場事業の用に供する特殊索道を除く）として現存し、利用されている運輸施設を定めることとする。

## 2 規制計画

### (1) 保護規制計画

#### ア 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表 1 : 特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)								
岩手県	八幡平市内 国有林岩手北部森林管理署 485 林班、1552 林班、1554 林班、1557 林班、1558 林班及び 1560 林班の全部並びに 1 林班、7 林班、10 林班、12 林班、484 林班、1492 林班、1496 林班、1527 林班、1551 林班、1553 林班、1555 林班、1556 林班、1559 林班及び 1561 林班から 1566 林班までの各一部	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>6,462</td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>6,449</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>0.4</td> </tr> </table>		6,462	国	6,449	公	12	私	0.4
			6,462							
	国		6,449							
	公		12							
私	0.4									
八幡平市 松尾寄木第 1 地割及び番外地の各一部										
八幡平市内 夜沼、石ガタ沼、石沼及び御護沼の全部並びに番外地の湖沼の一部										
滝沢市内 国有林盛岡森林管理署 93 林班の全部及び 91 林班の一部	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>633</td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>631</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>2</td> </tr> </table>		633	国	631	公	0	私	2	
	633									
国	631									
公	0									
私	2									
滝沢市 岩手山、大石渡及び番外地の各一部										

都道府県名	区 域	面積 (ha)								
	岩手郡雫石町内 国有林盛岡森林管理署 698 林班、756 林班から 780 林班まで及び 792 林班の全部並びに 699 林班から 701 林班まで、704 林班、705 林班、709 林班、710 林班、718 林班及び 781 林班から 784 林班までの各一部	<table border="1"> <tr><td colspan="2">10,879</td></tr> <tr><td>国</td><td>10,577</td></tr> <tr><td>公</td><td>29</td></tr> <tr><td>私</td><td>273</td></tr> </table>	10,879		国	10,577	公	29	私	273
	10,879									
	国		10,577							
	公		29							
私	273									
岩手郡雫石町 橋場字龍川山、長山字北ノ又沢、長山字中ノ又沢、西根字南ノ又沢、西根字金堀沢及び西根字大石沢の全部並びに長山字小松倉、西根字南白沢及び番外地の各一部										
岩手郡雫石町内 ヒヤ瀉の全部										
	小 計	<table border="1"> <tr><td colspan="2">17,974</td></tr> <tr><td>国</td><td>17,657</td></tr> <tr><td>公</td><td>42</td></tr> <tr><td>私</td><td>275</td></tr> </table>	17,974		国	17,657	公	42	私	275
17,974										
国	17,657									
公	42									
私	275									
秋田県	鹿角市内 国有林米代東部森林管理署 3131 林班、3132 林班、3134 林班、3140 林班及び 3141 林班の全部並びに 3127 林班から 3130 林班まで、3133 林班及び 3135 林班から 3139 林班までの各一部	<table border="1"> <tr><td colspan="2">2,299</td></tr> <tr><td>国</td><td>2,292</td></tr> <tr><td>公</td><td>7</td></tr> <tr><td>私</td><td>0</td></tr> </table>	2,299		国	2,292	公	7	私	0
2,299										
国	2,292									
公	7									
私	0									
	鹿角市 八幡平字大沼の全部									
	鹿角市内 大沼及び長沼の全部									

都道府県名	区 域	面積 (ha)
	仙北市内 国有林秋田森林管理署 3013 林班から 3023 林班まで、3030 林班、 3031 林班、3035 林班、3036 林班、3050 林班及び 3051 林班の全 部並びに 3033 林班、3034 林班、3039 林班、3040 林班、3046 林班、3048 林班、3049 林班及び 3052 林班の各一部  仙北市 田沢湖玉川 字渋黒沢、字柳沢、字柳沢西及び字柳沢東の全部並びに番外 地の一部 田沢湖田沢 字女夫石沢の全部及び番外地の一部 田沢湖生保内 字黒湯沢の全部及び字駒ヶ岳の一部	20,201 国 19,557 公 636 私 8
	小 計	22,500 国 21,849 公 643 私 8
	合 計	40,474 国 39,506 公 685 私 283

※小数点以下の端数処理による合算のため、総括表の面積と一部異なる場合がある。

(ア) 特別保護地区

特別地域のうち、次の区域を特別保護地区とする。

(表 2 : 特別保護地区総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)								
岩手県	八幡平市内 国有林岩手北部森林管理署 1 林班、7 林班、10 林班、1492 林班、 1496 林班、1551 林班から 1554 林班まで及び 1563 林班から 1566 林班までの各一部	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>1,550</td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>1,549</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>0</td> </tr> </table>		1,550	国	1,549	公	0.6	私	0
			1,550							
	国		1,549							
	公		0.6							
私	0									
八幡平市 番外地の一部										
八幡平市内 番外地の湖沼の一部										
滝沢市内 国有林盛岡森林管理署 93 林班の一部	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>112</td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>111</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>1</td> </tr> </table>		112	国	111	公	0	私	1	
	112									
国	111									
公	0									
私	1									
滝沢市 岩手山、大石渡及び番外地の各一部	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>1</td> </tr> </table>		1							
	1									
岩手郡雫石町内 国有林盛岡森林管理署 700 林班、701 林班、704 林班、784 林班 及び 792 林班の各一部	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>223</td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>223</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>0</td> </tr> </table>		223	国	223	公	0	私	0	
	223									
国	223									
公	0									
私	0									
小 計		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>1,885</td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>1,883</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>1</td> </tr> </table>		1,885	国	1,883	公	0.6	私	1
	1,885									
国	1,883									
公	0.6									
私	1									
秋田県	鹿角市内 国有林米代東部森林管理署 3131 林班及び 3132 林班の各一部	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>208</td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>208</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>0</td> </tr> </table>		208	国	208	公	0	私	0
	208									
国	208									
公	0									
私	0									

都道府県名	区 域	面積 (ha)
	仙北市内 国有林秋田森林管理署 3016 林班、3017 林班及び 3052 林班の各一部	904
	仙北市 田沢湖田沢番外地及び田沢湖生保内字駒ヶ岳の各一部	国 904
		公 0
		私 0.01
	小 計	1,112
		国 1,112
		公 0
		私 0.01
	合 計	2,997
		国 2,995
		公 0.6
		私 1

※八幡平市は、公有地である無名の湖沼があることを示すため例外的に少数点以下第1位まで記載。

※仙北市の私有地は、秋田駒ヶ岳男岳山頂に小面積の私有地があることを示すため例外的に少数点以下第2位まで記載。

※小数点以下の端数処理による合算のため、総括表の面積と一部異なる場合がある。

(表 3 : 特別保護地区内訳表)

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)								
八幡平	岩手県八幡平市内 国有林岩手北部森林管理署 1 林班、7 林班、10 林班、1492 林班、1496 林班及び 1563 林班から 1566 林班までの各一部	<p>八幡平を中心とし、東は茶臼岳、南は畚岳を含む地域で、火山活動により形成されたゆるやかな高原状の地形が広がっている。火口湖である八幡沼などの湖沼が点在し、八幡沼湿原や黒谷地湿原など多くの湿原が発達し、チングルマやニッコウキスゲ、エゾオヤマリンドウなどの貴重な群落が分布し、一帯に広がるオオシラビソ林とともに本公園を代表する傑出した景観を有している。</p> <p>当該地は、現在の景観を厳正に保護するものとする。</p> <p>八幡平中心部はゆるやかな地形に整備された園路を通る自然探勝利用が主であり、適正な利用を進める。</p>	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>1,609</td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>1,608</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>0</td> </tr> </table>		1,609	国	1,608	公	0.6	私	0
				1,609							
	国			1,608							
	公			0.6							
	私			0							
岩手県八幡平市 番外地の湖沼の一部											
秋田県鹿角市内 国有林米代東部森林管理署 3131 林班及び 3132 林班の各一部											
秋田県仙北市内 国有林秋田森林管理署 3016 林班及び 3017 林班の各一部											
秋田県仙北市 田沢湖田沢番外地の一部											

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)						
岩手山	岩手県八幡平市内 国有林岩手北部森林管理署 1551 林班から 1554 林班の各一部  岩手県八幡平市 番外地の一部  岩手県滝沢市内 国有林盛岡森林管理署 93 林班の一部  岩手県滝沢市 岩手山、大石渡及び番外地の各一部  岩手県岩手郡雫石町内 国有林盛岡森林管理署 784 林班及び 792 林班の各一部	<p>岩手山山頂を中心とする地域で、西岩手・東岩手の2つの成層火山から形成され、国内でも有数の火山地形の豊富な山域である。西岩手は、鬼ヶ城及び屏風尾根の2つの巨大な火口壁によって囲まれたカルデラがある。カルデラ内には御釜湖及び御苗代湖の火口湖を有しており、一帯はオオシラビソ、コメツガ、ダケカンバの原生林が見られ火山地形とともに優れた景観を形成している。東岩手は、円錐形に長く裾野をひく美しい山容を形成する。西岩手と比較して東岩手の方が近年までマグマ噴火を継続しており、18世紀に流出した焼走り溶岩流は、荒涼とした溶岩の特異な景観を有している。</p> <p>当該地は、現在の景観を厳正に保護するものとする。            岩手山は、登山利用が主であり、適正な利用を進める。</p>	<p style="text-align: right;">1,063</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: 0;"> <tr> <td style="text-align: center;">国</td> <td style="text-align: right;">1,062</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">公</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">私</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> </table>	国	1,062	公	0	私	1
国	1,062								
公	0								
私	1								

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
秋田駒ヶ岳	岩手県岩手郡雫石町内 国有林盛岡森林管理署 700 林班、701 林班及び 704 林班の 各一部	秋田駒ヶ岳山頂部を中心とする成層火山で、最高峰の男女 岳を包含する北部カルデラと女岳・小岳を包含する南部カル デラが男岳付近で接合する形で形成され、火砕丘や溶岩流な どの顕著な火山地形が見られる。  山頂部は火山砂礫に覆われ、ガンコウランなどの乾燥に強 い種や阿弥陀池周辺の湿地にはチングルマなど乾湿双方の植 生が広大な群落を形成して高山植物の宝庫となっている。特 に大焼砂一帯はコマクサの大群落が見られる。  当該地は、現在の景観を厳正に保護するものとする。  秋田駒ヶ岳は、登山利用が主であり、適正な利用を進める。	325
	秋田県仙北市内 国有林秋田森林管理署 3052 林班の一部		国 325
	秋田県仙北市 田沢湖生保内字駒ヶ岳の一部		公 0 私 0.01
		合 計	2,997 国 2,995 公 0.6 私 1

※八幡平市は、公有地である無名の湖沼があることを示すため例外的に少数点以下第1位まで記載。

※秋田駒ヶ岳は、男岳山頂に小面積の私有地があることを示すため例外的に少数点以下第2位まで記載。

※小数点以下の端数処理による合算のため、総括表の面積と一部異なる場合がある。

(イ) 第1種特別地域

次の区域を第1種特別地域とする。

(表4：第1種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
岩手県	八幡平市内 国有林岩手北部森林管理署 1555 林班から 1564 林班 までの各一部	
	八幡平市 松尾寄木第1地割の一部	694
	八幡平市内 番外地の湖沼の一部	国 692 公 2 私 0
	岩手郡雫石町内 国有林盛岡森林管理署 758 林班、762 林班から 769 林班まで、771 林班、772 林班、776 林班及び 778 林 班から 783 林班までの各一部	1,048
岩手郡雫石町 長山字小松倉の一部	国 1,047 公 1 私 0	
	小 計	1,742 国 1,739 公 3 私 0
秋田県	鹿角市内 国有林米代東部森林管理署 3130 林班、3133 林班、 3134 林班及び 3137 林班の各一部	133
		国 133 公 0 私 0

都道府県名	区 域	面積 (ha)
	仙北市内 国有林秋田森林管理署 3014 林班から 3022 林班まで、 3030 林班、3031 林班、3033 林班から 3036 林班まで 及び 3050 林班から 3052 林班までの各一部	3,328
	仙北市 田沢湖玉川番外地の一部	国 3,328 公 0 私 0
	小 計	3,461
		国 3,461 公 0 私 0
	合 計	5,203
		国 5,200 公 3 私 0

※小数点以下の端数処理による合算のため、総括表の面積と一部異なる場合がある。

(表5：第1種特別地域内訳表)

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
焼山東部	秋田県鹿角市内 国有林米代東部森林管理署 3130 林班、3133 林班、3134 林班 及び 3137 林班の各一部	焼山の東側、梅森、黒石森から後生掛及び大深温泉に至る地域である。梅森及び黒石森は焼山の側火山で、山麓の後生掛では活発な噴湯や泥火山などの火山現象が見られ、熱水の湖沼である大湯沼が形成されるなど優れた景観を有している。国見台や梅森一帯は、オオシラビソ林が優占し、稜線上はガンコウランなどの植生が広がっている。 当該地は、現在の風致を保護する。 当該地は、登山利用、自然探勝及び温泉利用が主であり、適正な利用を進める。	720
	秋田県仙北市内 国有林秋田森林管理署 3015 林班及び 3016 林班の各一部		国 720 公 0 私 0
玉川温泉	秋田県仙北市内 国有林秋田森林管理署 3014 林班の一部  秋田県仙北市 田沢湖玉川番外地の一部	焼山の西側、名残峠から玉川温泉に至る地域である。玉川温泉では活発な噴気、噴湯、地熱地帯などの火山現象が見られ、強酸性の熱水が毎分 9,000 リットル以上湧出して河川となるなど、特異な火山景観を形成している。また、玉川温泉では放射能を持つ含鉛重晶石である北投石が分布し、学術上も貴重である。一帯は、オオシラビソ林が優占し、玉川温泉付近ではキタゴヨウマツも分布するが、火山現象が活発な地域では植生が発達せず、岩肌が露出した状態となっている。 当該地は、現在の風致を保護する。 当該地は、登山利用、自然探勝及び温泉利用が主であり、適正な利用を進める。	100 国 100 公 0 私 0

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
藤七温泉	岩手県八幡平市内 国有林岩手北部森林管理署 1564 林班の一部	藤七温泉を中心とした地域である。藤七温泉周辺では豊富な温泉が湧出し、周辺では噴気、地熱地帯などが見られる。西側の蓬莱峡は、溶岩流の岩石地帯にオオシラビソやコメツガ林が成立したもので独自の火山景観を形成している。 当該地は、現在の風致を維持する。 当該地は、温泉利用及び自然探勝が主であり、適正な利用を進める。	124
	岩手県八幡平市 松尾寄木第 1 地割の一部		国 123
	岩手県八幡平市内 番外地の湖沼の一部		公 1 私 0

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)						
裏岩手連峰	<p>岩手県八幡平市内            国有林岩手北部森林管理署            1555 林班から 1563 林班までの            各一部</p> <p>岩手県岩手郡雫石町内            国有林盛岡森林管理署            758 林班、762 林班から 769 林班ま            で、771 林班、772 林班、776 林班            及び 778 林班から 783 林班までの            各一部</p> <p>岩手県岩手郡雫石町            長山字小松倉の一部</p> <p>秋田県仙北市内            国有林秋田森林管理署            3017 林班から 3022 林班まで、3030            林班 3031 林班、3033 林班から 3036            林班まで、3050 林班及び 3051 林            班の各一部</p>	<p>八幡平・岩手山・秋田駒ヶ岳の3つの主峰をつなぐ稜線を中心とした地域である。北側の諸桧岳から嶮岨森を經由して大深岳に至り、そこから岩手山方面に三ツ石山・大松倉山を經由して犬倉山・姥倉山に至る稜線と、秋田駒ヶ岳方面に八瀬森、曲崎山、大白森、小白森、田代平を經由して乳頭山（烏帽子岳）に至る稜線の大きく2方向に分岐する。</p> <p>周辺は、八幡平を代表するオオシラビソ林が優占し、稜線上の風衝地ではハイマツやササ類が優占している箇所も多い。大白森、小白森、田代平などでは、山上に高層湿原が発達している。</p> <p>当地域からは、八幡平・岩手山・秋田駒ヶ岳の眺望も特に素晴らしく、各峰々とそれに連なる広大な樹林帯は圧巻である。</p> <p>当該地は、現在の風致を保護する。</p> <p>当該地は、登山でも特に縦走利用が主であり、適正な利用を進める。</p>	<p>4, 152</p> <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>4, 150</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>0</td> </tr> </table>	国	4, 150	公	2	私	0
国	4, 150								
公	2								
私	0								

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)						
秋田駒ヶ岳	秋田県仙北市内 国有林秋田森林管理署 3052 林班の一部	<p>秋田駒ヶ岳の頂上の北から南西側を囲む標高 1300mから1400m付近の地域である。八合目周辺は低木やササ類が多く、次第に岩場が多くなり高山植物群落が広がっている。</p> <p>当該地からは、秋田駒ヶ岳山頂の他、谷あいの乳頭温泉郷や荷葉岳などの他、田沢湖や森吉山なども展望できる。</p> <p>当該地は、現在の風致を保護する。</p> <p>当該地は、登山でも特に縦走利用が主であり、適正な利用を進める。</p>	<p>107</p> <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>0</td> </tr> </table>	国	107	公	0	私	0
国	107								
公	0								
私	0								
		合 計	<p>5,203</p> <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>5,200</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>0</td> </tr> </table>	国	5,200	公	3	私	0
国	5,200								
公	3								
私	0								

※小数点以下の端数処理による合算のため、総括表の面積と一部異なる場合がある。

(ウ) 第2種特別地域

次の区域を第2種特別地域とする。

(表6：第2種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)						
岩手県	八幡平市内 国有林岩手北部森林管理署 485 林班の全部並びに 10 林班、12 林班、484 林班、1496 林班、1552 林班から 1560 林班まで及び 1563 林班から 1566 林班までの各一部	3,841						
	八幡平市 松尾寄木第1地割の一部							
	八幡平市内 夜沼、石ガタ沼、石沼及び御護沼の全部並びに番外地の湖沼の一部	<table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>3,831</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>0.3</td> </tr> </table>	国	3,831	公	10	私	0.3
国	3,831							
公	10							
私	0.3							
	滝沢市内 国有林盛岡森林管理署 91 林班及び 93 林班の各一部	521						
	滝沢市内 番外地の一部	<table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>520</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>1</td> </tr> </table>	国	520	公	0	私	1
国	520							
公	0							
私	1							

都道府県名	区 域	面積 (ha)								
	岩手郡雫石町内 国有林盛岡森林管理署 698 林班の全部並びに 699 林班から 701 林班まで、704 林班、705 林班、709 林班、710 林班、718 林班、759 林班から 761 林班まで、769 林班から 771 林班まで、773 林班から 784 林班まで及び 792 林班の各一部	<table border="1"> <tr><td></td><td>2,723</td></tr> <tr><td>国</td><td>2,722</td></tr> <tr><td>公</td><td>0.4</td></tr> <tr><td>私</td><td>0.4</td></tr> </table>		2,723	国	2,722	公	0.4	私	0.4
			2,723							
	国		2,722							
	公		0.4							
私	0.4									
岩手郡雫石町 橋場字龍川山の全部並びに長山字小松倉、西根字南白沢及び番外地の各一部										
岩手郡雫石町内 ヒヤ潟の全部										
	小 計	<table border="1"> <tr><td></td><td>7,085</td></tr> <tr><td>国</td><td>7,073</td></tr> <tr><td>公</td><td>11</td></tr> <tr><td>私</td><td>1</td></tr> </table>		7,085	国	7,073	公	11	私	1
	7,085									
国	7,073									
公	11									
私	1									
秋田県	鹿角市内 国有林米代東部森林管理署 3127 林班から 3134 林班まで及び 3136 林班から 3139 林班までの各一部	<table border="1"> <tr><td></td><td>1,212</td></tr> <tr><td>国</td><td>1,205</td></tr> <tr><td>公</td><td>7</td></tr> <tr><td>私</td><td>0</td></tr> </table>		1,212	国	1,205	公	7	私	0
	1,212									
国	1,205									
公	7									
私	0									
	鹿角市 八幡平字大沼の一部									
	鹿角市内 大沼及び長沼の全部									

都道府県名	区 域	面積 (ha)
	仙北市内 国有林秋田森林管理署 3013 林班から 3023 林班まで、 3030 林班、3031 林班、3033 林班から 3036 林班まで、 3040 林班、3046 林班、3048 林班、3051 林班及び 3052 林班の各一部  仙北市 田沢湖玉川 字柳沢及び字柳沢東の全部並びに字渋黒沢及び番 外地の各一部  田沢湖田沢 字女夫石沢の全部  田沢湖生保内 字黒湯沢の全部及び字駒ヶ岳の一部	6,180 国 6,064 公 109 私 7
	小 計	7,392 国 7,269 公 116 私 7
	合 計	14,477 国 14,342 公 127 私 8

※一部面積は、1 ha未満の小面積の公有地または私有地があることを示すため例外的に少数点以下第1位まで記載。

※小数点以下の端数処理による合算のため、総括表の面積と一部異なる場合がある。

(表 7 : 第 2 種特別地域内訳表)

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
大沼・長沼	秋田県鹿角市内 国有林米代東部森林管理署 3127 林班から 3133 林班までの各一部	<p>八幡平の北西側、大沼や長沼などの湖沼、大谷地やブシ谷地などの湿原を中心とした地域である。標高 1400m 付近ではオオシラビソが優占するが、次第に針広混交林となり、大沼付近ではブナが優占するなど森林の垂直分布を見ることが出来る。長沼は静寂な森林に囲まれた湖で、ネムロコウホネなどの群落が見られる。大谷地などの湿原ではワタスゲなどの湿性植物群落が見られる。</p> <p>また、蒸ノ湯温泉や大沼に近い地域では噴湯・噴気・泥火山現象も見られる。</p> <p>当該地は、現在の風致を維持する。</p> <p>当該地は、主要な利用拠点であるとともに八幡平方面への登山、自然探勝及び温泉利用が中心であることから適正な利用を進める。</p>	649
	秋田県鹿角市 八幡平字大沼の一部		国 642
	秋田県鹿角市内 大沼及び長沼の全部		公 7 私 0

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
焼山周辺・玉川温泉	秋田県鹿角市内 国有林米代東部森林管理署 3134 林班及び 3136 林班から 3139 林班までの各一部	焼山周辺及び鹿角市と仙北市をつなぐ国道 341 号線周辺の地域である。焼山北側には温泉の川である湯ノ沢が流れ、焼山西側の玉川温泉でも温泉が豊富に湧出し湯川が流れるなど特異な景観が見られる。また、大場谷地などの湿原も見られる。	1,154
	秋田県仙北市内 国有林秋田森林管理署 3013 林班から 3015 林班までの各一部	焼山中腹から国道 341 号にかけてはオオシラビソからブナなどの森林となり、所々にキタゴヨウマツも交じる。 当該地は、現在の風致を維持する。 当該地は、焼山への登山、自然探勝及びドライブといった利用が中心であり、適正な利用を進める。	
	秋田県仙北市 田沢湖玉川 字柳沢及び字柳沢東の全部並びに 字渋黒沢及び番外地の各一部		
			国 1,153 公 1 私 0

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
安比岳・茶臼 岳周辺	岩手県八幡平市内 国有林岩手北部森林管理署 485 林班の全部並びに 10 林班、12 林班、484 林班、1496 林班及び 1563 林班から 1566 林班までの各一部	八幡平一帯の高原状の地形から比較的急斜面になる地域 で、八幡平北東側の安比岳を中心した地域と、茶臼岳の南麓 に位置する地域で構成される。安比岳周辺は、日本海に注ぐ 米代川と太平洋に注ぐ馬淵川の各支流の分水嶺で、深い谷を 形成しており、一帯はオオシラビソとコメツガなどの森林が 広がっている。茶臼岳南麓周辺は、急斜面を下ると比較的緩 やかな平原状の地形となり、オオシラビソ林の中に熊沼、石 ガタ沼、夜沼などの湖沼と湿原が点在する。 当該地は、現在の風致を維持する。なお、茶臼岳南麓は車 道利用時に望見される箇所である。 当該地は、安比岳周辺の登山による利用が中心であり、適 正な利用を進める。	1,134
	岩手県八幡平市 松尾寄木第 1 地割の一部		国 1,125
	岩手県八幡平市内 夜沼及び石ガタ沼の全部並びに番外 地の湖沼の一部		公 9 私 0

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
玉川上流域	秋田県仙北市内 国有林秋田森林管理署 3016 林班から 3023 林班まで、3030 林班、3031 林班及び 3033 林班から 3036 林班までの各一部	八幡平から大深岳にかけての西側中腹に位置し、玉川流域の上流部である。周辺はオオシラビソやダケカンバ、ブナなどの森林が広がり、八幡平地域の延々と続く雄大な森林景観の一部を構成しており、主要車道や登山道沿いの展望地から望見される箇所である。その他、湯ノ沢に代表される温泉の川など、火山地帯の個性的な自然現象が見られる。 当該地は、登山道が無く、登山などの利用は想定されないが、主要展望地から展望され、景観を構成する重要な要素であることから、展望対象として現在の風致を維持する。	3,596 国 3,596 公 0 私 0
松川温泉	岩手県八幡平市内 国有林岩手北部森林管理署 1555 林班から 1560 林班までの各一部  岩手県八幡平市 松尾寄木第 1 地割の一部  岩手県八幡平市内 石沼及び御護沼の全部	大深岳の東側、松川の上流域と松川温泉を中心とした地域である。大深岳・源太ヶ岳など稜線に近い部分はオオシラビソが優占し、山麓に行くに従って次第にブナなど広葉樹林が広がっている。山麓の松川温泉は、松川沿いに点在し多くの利用者で賑わう。その他、地下に地熱地帯があり、全国で初めての地熱発電所である松川地熱発電所がある。 当該地は、現在の風致を維持する。 当該地は、八幡平方面から縦走や裏岩手山方面への登山の重要な拠点であること、温泉利用が中心であることから、適正な利用を進める。	1,516 国 1,514 公 2 私 0.3

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)								
岩手山山麓	岩手県八幡平市内 国有林岩手北部森林管理署 1552 林班から 1554 林班までの各一部	<p>岩手山を囲む中腹部分で成層火山の秀麗な稜線を描いており、山頂部付近とともに雄大な火山景観を構成している。山麓側からブナ、ダケカンバ、オオシラビソ林へ植生が移行する垂直分布が顕著に見られる。また、岩肌が露出している箇所も多く高山植物も豊富である。</p> <p>当該地は、現在の風致を維持する。</p> <p>当該地は、各登山道からの岩手山への登山利用が中心であり、主要展望地から展望する景観を構成する重要な要素であることから、適正な利用を進める。</p>	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>2,582</td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>2,581</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>1</td> </tr> </table>		2,582	国	2,581	公	0.1	私	1
				2,582							
	国			2,581							
	公			0.1							
	私			1							
岩手県滝沢市内 国有林盛岡森林管理署 91 林班及び 93 林班の各一部											
岩手県滝沢市 番外地の一部											
岩手県岩手郡雫石町内 国有林盛岡森林管理署 782 林班から 784 林班まで及び 792 林班の各一部											
岩手県岩手郡雫石町 長山字小松倉の一部											

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
葛根田川	岩手県岩手郡雫石町内 国有林盛岡森林管理署 759 林班から 761 林班まで、769 林班から 771 林班まで及び 773 林班から 781 林班までの各一部	葛根田川の上流域で、周囲の広葉樹を中心とした森林や岩場の露頭と清浄な河川によって構成される渓谷美が特長である。周辺には火山現象として地熱地帯があり、露頭から噴気があがっている箇所が見られる他、滝ノ上温泉があり温泉利用がある。また、滝ノ上温泉は、三ツ石山や乳頭山への登山の拠点ともなっている。	237
	岩手県岩手郡雫石町 西根字南白沢及び番外地の各一部	当該地は、現在の風致を維持する。 当該地は、葛根田渓谷の自然探勝、登山及び温泉利用が中心であり、適正な利用を進める。	国 237 公 0.2 私 0

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
秋田駒ヶ岳 周辺	岩手県岩手郡雫石町内 国有林盛岡森林管理署 698 林班の全部並びに 699 林班 から 701 林班まで、704 林班、705 林班、709 林班、710 林班及び 718 林班の各一部	秋田駒ヶ岳の外周から湯森山等を経由して乳頭山周辺を含 む地域で、火山景観及び雄大な森林景観を構成している。 特に秋田駒ヶ岳は、主峰群南西側のカルデラ（通称：ムー ミン谷・馬場の小路）など雄大な火山地形を形成し、山麓に 向かって秀麗な稜線を描いている。秋田駒ヶ岳から乳頭山に 続く笹森山・湯森山・笹森山周辺は高原状となっておりハイ マツなどの低木や高山植物が優占し、周辺の山々を背景に高 原の緑が広がる景観を形成している。乳頭山は、秋田駒ヶ岳 の北側に突出した山頂を形成しており、八幡平地域の山々が 一望できる。 山麓部には、乳頭温泉郷や国見温泉などの多種多様な温泉 が形成されており利用者が多い。 当該地は、現在の風致を維持する。 当該地は、秋田駒ヶ岳や乳頭山への登山及び温泉利用が中 心であり、適正な利用を進める。	3,438
	岩手県岩手郡雫石町 橋場字龍川山の全部		
	岩手県岩手郡雫石町内 ヒヤ湯の全部		
	秋田県仙北市内 国有林秋田森林管理署 3051 林班及び 3052 林班の各一部		
	秋田県仙北市 田沢湖田沢 字女夫石沢の全部 田沢湖生保内 字黒湯沢の全部及び字駒ヶ岳の一 部		

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)						
荷葉岳	秋田県仙北市内 国有林秋田森林管理署 3040 林班、3046 林班及び 3048 林班の各一部	<p>荷葉岳一帯の地域である。荷葉岳は、乳頭温泉郷がある先達川流域の谷を挟んで秋田駒ヶ岳と対を成す山塊の主峰で、秋田駒ヶ岳の登山道や山頂周辺の主要展望地から見た乳頭温泉郷とそれに続く広大なブナを中心とした広葉樹の森林景観を構成している。</p> <p>当該地は、登山道が無く、登山などの利用は想定されないが、主要展望地から展望され、景観を構成する重要な要素であることから、展望対象として現在の風致を維持する。</p>	171						
			<table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>171</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>0</td> </tr> </table>	国	171	公	0	私	0
国	171								
公	0								
私	0								
		合 計	14,477						
			<table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>14,342</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>127</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>8</td> </tr> </table>	国	14,342	公	127	私	8
国	14,342								
公	127								
私	8								

※一部面積は、1 ha未満の小面積の公有地または私有地があることを示すため例外的に少数点以下第1位まで記載。

※小数点以下の端数処理による合算のため、総括表の面積と一部異なる場合がある。

(エ) 第3種特別地域

次の地区を第3種特別地域とする。

(表8：第3種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
岩手県	八幡平市内 国有林岩手北部森林管理署 1527 林班、1556 林班から 1558 林班まで、1560 林班、1562 林班及び 1563 林班 の各一部	377
	八幡平市 松尾寄木第1地割の一部	国 377 公 0 私 0
	岩手郡雫石町内 国有林盛岡森林管理署 756 林班及び 757 林班の全部 並びに 758 林班から 784 林班までの各一部	6,885
	岩手郡雫石町 長山字北ノ又沢、長山字中ノ又沢、西根字南ノ又沢、 西根字大石沢及び西根字金堀沢の全部並びに長山字小 松倉及び西根字南白沢の各一部	国 6,585 公 27 私 273
小 計	7,262 国 6,962 公 27 私 273	
秋田県	鹿角市内 国有林米代東部森林管理署 3140 林班及び 3141 林班 の全部並びに 3129 林班、3130 林班、3133 林班、3135 林班及び 3136 林班の各一部	746
	鹿角市 八幡平字大沼の一部	国 746 公 0 私 0

都道府県名	区 域	面積 (ha)
秋田県	仙北市内 国有林秋田森林管理署 3013 林班から 3017 林班まで、 3022 林班、3023 林班、3030 林班、3031 林班、3033 林班から 3036 林班まで、3039 林班、3049 林班、3050 林班及び 3052 林班の各一部	
	仙北市 田沢湖玉川 字柳沢西の全部並びに字渋黒沢及び番外地の各一 部	9,789
	田沢湖生保内 字駒ヶ岳の一部	国 9,261 公 527 私 0.7
	小 計	10,535 国 10,007 公 527 私 0.7
	合 計	17,797 国 16,969 公 554 私 274

※小数点以下の端数処理による合算のため、総括表の面積と一部異なる部分がある。

※一部面積は、1 ha未満の小面積の私有地があることを示すため例外的に少数点以下第1位まで記載。

(表9：第3種特別地域内訳表)

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)						
焼山山麓	秋田県鹿角市内 国有林米代東部森林管理署 3140 林班及び 3141 林班の全 部並びに 3136 林班の一部	<p>焼山山腹を囲む地域で、米代川支流の熊沢川と雄物川支 流の玉川流域の上流部に位置している。周辺はブナ等の天 然林が主体であり、稜線や岩場にキタゴヨウマツも見られ る他、一部に人工林も見られる。叫沢では火山現象である 噴気などの活動が見られる。山地から緩傾斜となった地形 には、大場谷地・熊谷地・前谷地などの湿原が形成され、 ワタスゲやニッコウキスゲなどの湿性植物群落が発達して いる。</p> <p>当該地は、現在の風致の維持に努める。</p> <p>当該地は、焼山への登山及びドライブ等の利用が中心で あり、適正な利用を進める。</p>	<p>6,050</p> <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>6,042</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>0.7</td> </tr> </table>	国	6,042	公	7	私	0.7
	国			6,042					
	公			7					
私	0.7								
秋田県仙北市内 国有林秋田森林管理署 3013 林班から 3017 林班ま で、3022 林班及び 3023 林班 の各一部									
秋田県仙北市 田沢湖玉川 字柳沢西の全部並びに字渋 黒沢及び番外地の各一部									

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
大沼周辺	秋田県鹿角市内 国有林米代東部森林管理署 3129 林班、3130 林班、3133 林班及び 3135 林班の各一部  秋田県鹿角市 八幡平字大沼の一部	大沼の外周地域に位置し、ブナとオオシラビソの混交林となっている。 大沼の南側は、宿舎、公衆浴場、駐車場、スキー場などの利用施設が点在し、八幡平利用の拠点となっている。菰ノ森北麓は、八幡平から続く森林地帯が広がり、同地域の山麓部の景観を形成している。また、当該地には地下に地熱地帯があり、大沼地熱発電所がある。 当該地は、現在の風致の維持に努める。 当該地は、焼山への登山及びドライブ等の利用が中心であり、適正な利用を進める。	304 国 304 公 0 私 0
嶮岨森東部	岩手県八幡平市内 国有林岩手北部森林管理署 1562 林班及び 1563 林班の各一部	諸桧岳から嶮岨森、大深岳にかけての稜線の東側の地域であり、オオシラビソ等の天然林が広がっている。当該地は、公園の外殻に位置し、稜線の登山道や八幡平周辺の車道から望見される斜面であり八幡平地域の森林地帯として連続した景観を形成している。 当該地は、現在の風致の維持に努める。 当該地は、登山利用が中心であり、適正な利用を進める。	221 国 221 公 0 私 0

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
大白森西部・ 秋田駒ヶ岳山 麓部	秋田県仙北市内 国有林秋田森林管理署 3030 林班、3031 林班、3033 林班から 3036 林班まで、3039 林班、3049 林班、3050 林班 及び 3052 林班の各一部  秋田県仙北市 田沢湖生保内字駒ヶ岳の一部	三階森から大白森西側を經由して乳頭温泉郷に至る地域 でブナなどの天然林が広がり一部に人工林もある。 当該地は、公園の外殻に位置し、登山道から望見され秋 田駒ヶ岳や大白森などの山稜部周辺から続く森林地帯とし て連続した景観を形成している。 当該地は、現在の風致の維持に努める。 当該地は、乳頭山や秋田駒ヶ岳への登山利用や乳頭温泉 郷周辺の自然探勝が中心であり、適正な利用を進める。	4,181 国 3,661 公 520 私 0
松川温泉	岩手県八幡平市内 国有林岩手北部森林管理署 1556 林班から 1558 林班まで 及び 1560 林班の各一部  岩手県八幡平市 松尾寄木第 1 地割の一部	松川温泉の周辺部に位置し、ブナ等の天然林が広がって いる。 当該地は、松川上流部流域の森林と一帯的な森林景観を 形成しており、その中に松川温泉の宿舎が点在している。 当該地は、現在の風致の維持に努める。 当該地は、大深岳、三ツ石山、裏岩手山方面への登山利 用や温泉利用が中心であり、適正な利用を進める。	154 国 154 公 0 私 0

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)								
焼走り溶岩流 周辺	岩手県八幡平市内 国有林岩手北部森林管理署 1527 林班の一部	<p>焼走り溶岩流に周囲の大部分を囲まれた岩手山山麓に位置し、カラマツ人工林となっている。位置的にかつての岩手山の噴火跡である焼走り溶岩流とともに一帯的な風致の構成要素となっている。</p> <p>当該地は、現在の風致の維持に努める。</p> <p>当該地は、岩手山への登山利用が中心であり、適正な利用を進める。</p>	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>0</td> </tr> </table>		2	国	2	公	0	私	0
	2										
国	2										
公	0										
私	0										
葛根田川上流 域	<p>岩手県岩手郡雫石町内 国有林盛岡森林管理署 756 林班及び 757 林班の全部 並びに 758 林班から 784 林班 までの各一部</p> <p>岩手県岩手郡雫石町 長山字北ノ又沢、長山字中ノ又 沢、西根字南ノ又沢、西根字 大石沢及び西根字金堀沢の全 部並びに長山字小松倉及び西 根字南白沢の各一部</p>	<p>葛根田川の上流域で、裏岩手山周辺の犬倉山から曲崎山を經由して乳頭山までつながる山域の中腹から山麓にかけて位置する。周辺の植生は山麓のブナ林から稜線近くのオオシラビソまで垂直分布が見られるほか、一部に人工林や牧野がある。また、網張周辺は温泉やスキー場があり利用拠点となっている。</p> <p>当該地は、現在の風致の維持に努める。</p> <p>当該地は、乳頭山や三ツ石山、岩手山への登山利用と温泉利用が中心であり、適正な利用を進める。</p>	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>6,885</td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>6,585</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>273</td> </tr> </table>		6,885	国	6,585	公	27	私	273
	6,885										
国	6,585										
公	27										
私	273										

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
		合 計	17,797
			国 16,969
			公 554
			私 274

※小数点以下の端数処理による合算のため、総括表の面積と一部異なる場合がある。

※一部面積は、1 ha未満の小面積の私有地があることを示すため例外的に小数点以下第1位まで記載。

イ 関連事項

(ア) 汚水又は廃水の排出規制区域

汚水又は廃水の排出の規制に係る区域を次のとおりとする。

(表 10：汚水又は廃水の排出規制区域表)

名称	位置	地域地区	湖沼（湿原）の概要	面積（ha）
八幡沼・ガマ沼及びその周辺 1 km	<p>岩手県八幡平市内                      国有林岩手北部森林管理署                      1 林班、7 林班、10 林班、1564 林班及び 1565 林班の各一部</p> <p>秋田県鹿角市内                      国有林米代東部森林管理署                      3132 林班の一部</p> <p>秋田県仙北市内                      国有林秋田森林管理署                      3016 林班の一部</p>	特別保護地区	八幡沼及びガマ沼は、水蒸気爆発によって形成された火口にできた火口湖である。周辺は遷移過程で湿原化しており、多くの湿性植物が見られる。八幡平の中核を成す湖沼で当該地の景観に不可欠な存在であり、汚水又は排水による環境変化を防止する。	503

(イ) 採取等規制植物

採取又は損傷を規制する植物を次のとおりとする。

(表 11：採取等規制植物表)

科名	種名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
ミズゴケ科	ミズゴケ
ヒカゲノカズラ科	ミヤマヒカゲノカズラ, ヒメスギラン, ヤチスギラン, マンネンスギ, コスギラン, タカネヒカゲノカズラ
イワヒバ科	エゾヒメクラマゴケ, イワヒバ
ミズニラ科	ヒメミズニラ
ハナヤスリ科	ヒメハナワラビ (ヘビノシタ), エゾフユノハナワラビ (ヤマハナワラビを含む。)
ノモトソウ科	リシリシノブ
オシダ科	タカネヘビノネゴザ, ウサギシダ, ニッコウシダ
シシガシラ科	ミヤマシシガシラ
ウラボシ科	ホテイシダ
マツ科	ハイマツ
ヒノキ科	ミヤマビャクシン (ミヤマハイビャクシン), ミヤマネズ
イチイ科	キャラボク
ヤマモモ科	ヤチヤナギ
タデ科	イブキトラノオ (エゾイブキトラノオを含む。), オヤマソバ, ムカゴトラノオ, ウラジロタデ
ナデシコ科	センジュガンピ, エゾフスマ (シラオイハコベ)
キンポウゲ科	オオレイジンソウ, ハクサントリカブト, フクジュソウ, ヒメイチゲ, キクザキイチリンソウ, ミヤマオダマキ, リュウキンカ (エンコウソウを含む。), エゾリュウキンカ, ミヤマハンショウヅル (コミヤマハ

メギ科	ンショウヅルを含む。), ミツバオウレン, ミツバノバイカオウレン (コシジオウレン), シラネアオイ, オキナグサ, ミヤマキンポウゲ, ミヤマカラマツ, コカラマツ, モミジカラマツ, シナノキンバイ, ベニバナヤマシャクヤク
スイレン科	サンカヨウ, キバナイカリソウ, トガクシショウマ (トガクシソウ)
ウマノスズクサ科	ネムロコウホネ, エゾヒツジグサ (ヒツジグサを含む。)
オトギリソウ科	ミチノクサイシン, オクエゾサイシン, ウ斯巴サイシン (サイシン)
モウセンゴケ科	イワオトギリ (ハイオトギリ), オシマオトギリ
ケシ科	モウセンゴケ
アブラナ科	エゾエンゴサク, エゾキケマン, コマクサ
ベンケイソウ科	ミヤマハタザオ, イワハタザオ (イワテハタザオを含む。), ミヤマガラシ (ヤマガラシ)
ユキノシタ科	ホソバナノキリンソウ, ホソバイワベンケイ (アオノイワベンケイ), チチツパベンケイ
バラ科	アラシグサ, ヒメウメバチソウ, ウメバチソウ (コウメバチソウを含む。), ダイモンジソウ (ウチワダイモンジソウを含む。), エゾクロクモソウ (クロクモソウを含む。), フキユキノシタ
マメ科	ノウゴウイチゴ, ミヤマダイコンソウ, チングルマ, イワキンバイ, ミヤマキンバイ, クロバナロウゲ, ミネザクラ (チシマザクラを含む。), オオタカネバラ, コガネイチゴ, ベニバナイチゴ, シロバナトウチソウ, タカネトウチソウ (ケトウチソウを含む。), マルバシモツケ
フウロソウ科	イワオオギ
スマレ科	チシマフウロ, ハクサンフウロ
アカバナ科	キバナノコマノツメ, ウスバスマレ, オオバキスマレ, タカネスマレ (クモスマレ), ミヤマスマレ, ミヤマツボスマレ
スギナモ科	ヤナギラン, アシボソアカバナ, ヒメアカバナ, ミヤマアカバナ, ムツアカバナ
ミズキ科	スギナモ
	ゴゼンタチバナ

セリ科	イワテトウキ (ナンブトウキ), ハクサンサイコ, ハクサンボウフウ
イワウメ科	イワウメ, ヒメイワカガミ, イワカガミ (コイワカガミ, オオイワカガミを含む。), イワウチワ (オオイワウチワ, トクワカソウを含む。)
イチヤクソウ科	ウメガサソウ, シャクジョウソウ, ギンリョウソウ, コバノイチヤクソウ, カラフトイチヤクソウ (エゾイチヤクソウ), ベニバナイチヤクソウ (ベニイチヤクソウ), マルバナイチヤクソウ, ジンヨウイチヤクソウ
ツツジ科	ヒメシヤクナゲ, コメバツガザクラ, イワヒゲ, アカモノ, シラタマノキ, イソツツジ (エゾイソツツジ), ミネズオウ, ウラジロヨウラク (ツリガネツツジを含む。), ツルコケモモ, イワナシ, アオノツガザクラ, エゾノツガザクラ, ナガバツガザクラ, ムラサキヤシオ, ハクサンシヤクナゲ (シロバナシヤクナゲ, ネモトシヤクナゲを含む。), エゾツツジ, レンゲツツジ, コメツツジ, ミヤマホツツジ, サラサドウダン, イワツツジ, コケモモ
ガンコウラン科	ガンコウラン
サクラソウ科	ヤナギトラノオ, ユキワリコザクラ, ヒナザクラ, ツマトリソウ, コツマトリソウ
リンドウ科	ミヤマリンドウ, タテヤマリンドウ, エゾリンドウ, エゾオヤマリンドウ, ハナイカリ, ホソバツルリンドウ, ミヤマアケボノソウ, イワイチョウ, ミツガシワ
アカネ科	エゾノヨツバムグラ, オオバノヨツバムグラ
シソ科	タテヤマクツボグサ
ゴマノハグサ科	オオバミゾホオズキ, ミヤマシオガマ, ヨツバシオガマ, イワテシオガマ, トモエシオガマ, エゾシオガマ, イワブクロ (タルマエソウ), ヤマルリトラノオ, クガイソウ
タヌキモ科	ムシトリスミレ, コタヌキモ, ヤチコタヌキモ, ムラサキミミカキグサ
オオバコ科	ハクサンオオバコ
スイカズラ科	リンネソウ, クロミノウグイスカグラ, ウコンウツギ
オミナエシ科	マルバキンレイカ

キキョウ科 キク科	ハクサンシャジン (タカネツリガネニンジン), チシマギキョウ, イワギキョウ, サワギキョウ チョウジギク, ウサギギク (エゾウサギギクを含む。), サマニヨモギ, アサギリソウ, ガンジュアザミ, ミネアザミ, オニアザミ (ハリオニアザミを含む。), ウゴアザミ, エゾムカシヨモギ, アズマギク, ミヤ マコウゾリナ, ミズギク (オゼミズギクを含む。), タカネニガナ, クモマニガナ, ミヤマウスユキソウ (ヒ ナウスユキソウ), ミネウスユキソウ, トウゲブキ, イワテヒゴタイ, トガヒゴタイ, センダイトウヒレ ン (ナンブトウヒレン), ヤハズトウヒレン, セイタカトウヒレン (トウヒレン), ミヤマアキノキリンソ ウ (コガネギク)
ホロムイソウ科 ユリ科	ホロムイソウ, ホソバノシバナ ネバリノギラン, ツバメオモト, スズラン, カタクリ, ショウジョウバカマ, ニッコウキスゲ (ゼンテイ カ), タチギボウシ, コオニユリ, クルマユリ, チシマアマナ, キンコウカ, キヌガサソウ, クルマバツ クバネソウ, ヒロハユキザサ, オオバタケシマラン, チシマゼキショウ (リシリゼキショウ), イワショ ウブ, ヒメイワショウブ, タマガワホトトギス, エンレイソウ, ミヤマエンレイソウ (シロバナエンレイ ソウ), タカネアオヤギソウ, コバイケイ (ウラゲコバイケイを含む。)
アヤメ科 イグサ科 ホシクサ科 イネ科 サトイモ科 ミクリ科 カヤツリグサ科	ヒオオギアヤメ ミヤマホソコウガイゼキショウ, タカネスズメノヒエ (ミヤマスズメノヒエ) ミヤマヒナホシクサ コミヤマヌカボ, ミヤマヌカボ, チシマガリヤス, ミヤマノガリヤス ミズバショウ, ザゼンソウ ホソバタマミクリ ミヤマクロスゲ, イトキンスゲ, ハタベスゲ, イトナルコスゲ, ヤチスゲ, イワキスゲ (キンチャクスゲ), ホロムイスゲ, ダケスゲ, キンスゲ, ヌマスゲ, イワスゲ, サギスゲ, ワタスゲ, ミヤマイヌノハナヒゲ, ミネハリイ, ヒメワタスゲ, タカネクロスゲ
ラン科	コアニチドリ, エビネ, サルメンエビネ, ササバギンラン, アオチドリ, サイハイラン, シュンラン (ホ

	クロ), クマガイソウ, サワラン (アサヒラン), コイチョウラン, アオスズラン (エゾスズラン), カキラン, オニノヤガラ, アケボノシュスラン, ヒロハツリシュスラン, ヒメミヤマウズラ, ミヤマウズラ, ノビネチドリ, ミヤマモジズリ, セイタカスズムシ, ジガバチソウ, クモキリソウ, スズムシソウ, フタバラン (コフタバラン), アオフタバラン, ミヤマフタバラン, ヤチラン, ホザキイチヨウラン, アリドオシラン, サカネラン, ハクサンチドリ (ウズラバハクサンチドリを含む。), カモメラン (カモメソウ), オノエラン, コケイラン, タカネトンボ, ジンバイソウ, ヤマサギソウ, ハシナガヤマサギソウ, タカネサギソウ, コバノトンボソウ, キソチドリ, ナガバキソチドリ, ミチノクチドリ (オオキソチドリ), オオヤマサギソウ, ミヤマチドリ (ニッコウチドリ), ホソバノキソチドリ, トキソウ, ヤマトキソウ, ショウキラン
--	---

(ウ) 乗入れ規制区域及び期間

車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることを規制する区域及び期間を次のとおりとする。

(表 12：乗入れ規制区域及び期間表)

名称	区域	地種区分	区域の概要	面積 (ha)	期間
岩手山	<p>八幡平市内            国有林岩手北部森林管理署            1552 林班から 1554 林班までの各一部</p> <p>滝沢市内            国有林盛岡森林管理署            91 林班及び 93 林班の各一部</p> <p>岩手郡雫石町内            国有林盛岡森林管理署            784 林班及び 792 林班の各一部</p> <p>(以上の区域のうち、道路、広場、田、畑、牧場、及び宅地の区域を除く。)</p>	第 2 種特別地域	<p>岩手山の中腹に位置し、山麓近くのブナ林から次第にオオシラビソを中心とした森林となっており、火山噴出物の岩石なども見られる。</p> <p>特に有雪期に、スノーモービルの乗り入れがあり、静穏な環境の阻害、植物の損傷などの懸念が見られている。</p> <p>当該地の景観を形成する植生を保全するため、乗入れ規制を行う。</p>	2,349	通年
秋田駒ヶ岳	仙北市内	第 1 種特別地	秋田駒ヶ岳の中腹に位置	540	通年

	<p>国有林秋田森林管理署 3052 林班の一部</p> <p>(以上の区域のうち、道路、広場、 田、畑、牧場、及び宅地の区域 を除く。)</p>	<p>域、第2種特 別地域</p>	<p>し、山麓近くのブナ林を中心とした森林となっており、火山噴出物の岩石なども見られる。</p> <p>特に有雪期に、スノーモーターの乗入れがあり、静穏な環境の阻害、植物の損傷などの懸念が見られている。</p> <p>当該地の景観を形成する植生を保全するため、乗り入れ規制を行う。</p>		
--	---	-----------------------	--	--	--

ウ 面積内訳

(表 13 : 地域地区別土地所有面積総括表)

(単位 : 面積 ha、比率%)

地域区分	特別地域												普通地域			合計			海域公園地区 ※	普通地域(海域) ※	合計(海域) ※	
	特別保護地区			第1種特別地域			第2種特別地域			第3種特別地域			(陸域)			(陸域)						
土地所有別	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	※	※	※	
岩手県	土地所有別面積	1,883.18	0.60	1.29	1,739.13	3.10	0	7,073.56	10.46	1.38	6,961.38	27.58	272.64	-	-	-	17,657.25	41.74	275.31	-	-	-
	地種区分別面積(比率)	1,885.07(10.5)			1,742.23(9.7)			7,085.40(39.4)			7,261.60(40.4)									-	-	-
	地域地区別面積(比率)	1,885.07(10.5)			16,089.23(89.5)												-	-	-			
	地域別面積(比率)	17,974.30(44.4)												-			17,974.30(44.4)			-	-	-
秋田県	土地所有別面積	1,111.88	0	0.01	3,460.98	0	0	7,268.80	116.05	6.96	10,007.74	526.82	0.71	-	-	-	21,849.40	642.87	7.68	-	-	-
	地種区分別面積(比率)	1,111.89(4.9)			3,460.98(15.4)			7,391.81(32.9)			10,535.27(46.8)									-	-	-
	地域地区別面積(比率)	1,111.89(4.9)			21,388.06(95.1)												-	-	-			
	地域別面積(比率)	22,499.95(55.6)												-			22,499.95(55.6)			-	-	-
合計	土地所有別面積	2,995.06	0.60	1.30	5,200.11	3.10	0	14,342.36	126.51	8.34	16,969.12	554.40	273.35	-	-	-	39,506.65	684.61	282.99	-	-	-
	地種区分別面積(比率)	2,996.96(7.4)			5,203.21(12.8)			14,477.21(35.8)			17,796.87(44.0)									-	-	-
	地域地区別面積(比率)	2,996.96(7.4)			37,477.29(92.6)												-	-	-			
	地域別面積(比率)	40,474.25(100.0)												-			40,474.25(100.0)			-	-	-
合計(陸域・海域)																		40,474				

※平成 12 年 10 月 19 日付け十和田八幡平国立公園(八幡平地域)公園計画書の面積は誤謬であり不正確である。再計測の上適切な値を示したもの(実際の公園区域は変更無し)。

※市町村別や土地所有別等の区分方法により土地がha未満で分割されるため各面積が個別の区域ごとに整理した面積と一部異なることがある。総括表は、より正確な合計値の算定のため例外的に小数点以下第2位まで示したもの。

(表 14：地域地区別市町村別面積総括表)

(単位：面積 ha)

地域地区 市町村名		特別地域					普通 (陸域)	合計 (陸域)	海域 公園	普通 (海域)	合計 (海域)	合計 (陸・海)
		特保	第1種	第2種	第3種	小計						
岩 手 県	八幡平市	1,549.36	693.89	3,841.93	376.56	6,461.74	—	6,461.74				
	滝沢市	112.45	0	520.84	0	633.29	—	633.29				
	岩手郡 雫石町	223.26	1,048.34	2,722.63	6,885.04	10,879.27	—	10,879.27				
	小 計	1,885.07	1,742.23	7,085.40	7,261.60	17,974.30	—	17,974.30	—	—	—	17,974.30
秋 田 県	鹿角市	208.25	132.71	1,212.35	746.00	2,299.31	—	2,299.31				
	仙北市	903.64	3,328.27	6,179.46	9,789.27	20,200.64	—	20,200.64				
	小 計	1,111.89	3,460.98	7,391.81	10,535.27	22,499.95	—	22,499.95	—	—	—	22,499.95
合 計		2,996.96	5,203.21	14,477.21	17,796.87	40,474.25	—	40,474.25	—	—	—	40,474.25

※平成12年10月19日付け十和田八幡平国立公園（八幡平地域）公園計画書の面積は誤謬であり不正確である。再計測の上適切な値を示したもの（実際の公園区域は変更無し）。

※市町村別や土地所有別等の区分方法により土地がha未満で分割されるため各面積が個別の区域ごとに整理した面積と一部異なることがある。総括表は、より正確な合計値の算定のため例外的に小数点以下第2位まで示したものの。

3 事業計画

(1) 施設計画

ア 利用施設計画

(ア) 集団施設地区

集団施設地区を次のとおりとする。

(表 15 : 集団施設地区表)

番号	名称	区域	計画目標	整備計画区及び基盤施設	整備方針	面積 (ha)		
						国	公	私
1	網張	岩手県岩手郡雫石町内 国有林盛岡森林管理署 782 林班及び 783 林班の各一部  岩手県岩手郡雫石町 長山字小松倉の一部	本地区は、岩手山に連なる犬倉山の南斜面に位置する。当該地の網張温泉は歴史があり、古くから温泉保養の場として利用されている。また、岩手山等への登山基地としての利用拠点にもなっている。  湯治、宿泊などの保健・休養、自然探勝及びキャンプなどの自然とのふれあい活動の拠点として整備を進める。	網張整備計画区	地区東部のブナ林内に、多目的利用に対応できる野営場を整備する。地区中央にかけては、園地、宿舎、駐車場、公衆便所等を整備する。なお、これらの施設に供給する上水の給水施設を整備する。  地区内の連絡のための車道を整備するとともに、自然探勝のための歩道を整備する。  施設の整備に当たっては、ユニバーサルデザインを積極的に導入し、周囲の風致景観との調和に配慮するとともに、多雪及び寒冷地対策を行う。	52.7		
						面積計		
						13.8	23.7	15.2
						52.7		
2	後生掛	秋田県鹿角市内 国有林米代東部森林管理署 3133 林班及び 3134 林班の各一部  秋田県鹿角市 八幡平字大沼の全部  秋田県鹿角市内 大沼（湖沼）の全部	本地区は、八幡平の北西麓に位置する大沼と後生掛温泉を中心とした地区である。ブナを中心とした森林が広がるとともに、大沼と湿原、後生掛温泉の噴湯や泥火山などの火山現象も見られるなど素晴らしい風致を呈している。主要な車道である八幡平アスピーテラインが地区内を通過しており、八幡平地域の主要な利用拠点となっている。  本地区は、後生掛温泉における湯治をはじめ八幡平及び焼山への登山や周辺の自然探勝など、八幡平・焼山地域の利用拠点として位置づけられる。  湯治、宿泊などの保健・休養及び自然探勝などの自然とのふれあい活動の拠点として整備を進める。  なお、整備に当たっては、これらの良好な自然環境の保全とともに、湯治場としてのひなびた雰囲気を持続させるよう留意する。	後生掛整備計画区	地区北部の大沼周辺を利用の誘導拠点と位置付け、園地、公衆便所、駐車場、博物展示施設等を整備する。  主要利用動線である八幡平アスピーテライン沿いには、宿舎や公衆浴場等を整備する。  後生掛温泉進入路の入口付近には駐車場、休憩所、公衆便所等を整備し、自然探勝や登山のための基地とする。  大沼湿原南側のブナ林内には自然とのふれあいの場として野営場を整備する。  地区内に点在する各施設の連絡を良好に保つための車道や自然探勝のための歩道を整備する。  各施設の整備に当たっては、湖沼及び湿原等の脆弱自然に配慮するため、浄化槽等の排水処理施設を整備する。また、火山現象に対する安全対策等に注意する。  施設の整備に当たっては、ユニバーサルデザインを積極的に導入し、周囲の風致景観との調和に配慮するとと	51.1		
						51.1		

番号	名称	区域	計画目標	整備計画区及び基盤施設	整備方針	面積 (ha)					
						国	公	私			
					もに、多雪及び寒冷地対策を行う。						
				面積計		48	3.1	0			
						51.1					
3	玉川温泉	秋田県仙北市内 国有林秋田森林管理 署 3013 林班及び 3014 林班の各一部  秋田県仙北市 田沢湖玉川字渋黒沢 及び字柳沢東の全部	<p>本地区は、焼山西麓に位置する玉川温泉を中心とした地区である。一帯は、ブナ、ミズナラとキタゴヨウマツ等の針広混交林が広がるとともに玉川温泉の噴湯や噴気、地熱地帯などの火山現象も見られるなど素晴らしい風致を呈している。</p> <p>本地区は、玉川温泉における湯治をはじめ焼山への登山や周辺の自然探勝など、八幡平・焼山地域の利用拠点として位置づけられる。</p> <p>湯治、宿泊などの保健・休養及び自然探勝などの自然とのふれあい活動の拠点として整備を進める。</p> <p>なお、整備に当たっては、これらの良好な自然環境の保全とともに、湯治場としてのひなびた雰囲気を持すよう留意する。</p>	玉川温泉整備 計画区	<p>玉川温泉とその西側の新玉川温泉に、温泉をいかした宿舎、駐車場等を整備する。</p> <p>大噴や噴気地帯、地熱地帯などの火山現象が見られる地域は自然探勝のための園地や公衆便所を整備する。</p> <p>玉川温泉と新玉川温泉の中間地点には、自然解説施設として博物展示施設を整備する。</p> <p>地区内の連絡を保つために車道、駐車場を整備するとともに、豊かな自然を探勝するための歩道を整備する。</p> <p>また、上水や温泉引湯等の給水施設を整備する。</p> <p>施設の整備に当たっては、ユニバーサルデザインを積極的に導入し、周囲の風致景観との調和に配慮するとともに、多雪及び寒冷地対策を行う。</p>						
						面積計		67.8			
						国	公	私	58.7	8.4	0.7
						67.8					
4	乳頭温泉郷	秋田県仙北市 田沢湖生保内字駒ヶ 岳の一部	<p>本地区は、乳頭山（烏帽子岳）西麓に位置し、乳頭温泉郷と呼ばれる温泉群の一角を成している。一帯は、ブナ、ミズナラ等の落葉広葉樹林が広がり、新緑や紅葉の時期は特に素晴らしい風致を呈している。</p> <p>本地区は、乳頭山や秋田駒ヶ岳への登山、乳頭温泉郷の自然探勝等、八幡平南部地域の利用拠点として位置づけられる。</p> <p>湯治、宿泊などの保健・休養、自然探勝及びキャンプなどの自然とのふれあい活動の拠点として整備を進める。</p> <p>なお、整備に当たっては、これらの良好な自然環境の保全とともに、湯治場としてのひなびた雰囲気を持すよう留意する。</p>	乳頭温泉郷整 備計画区	<p>地区の入口に当たる西部のブナ林内に、多目的利用に対応できる野営場を整備する。地区中央から東部にかけては、園地、宿舎、公衆浴場、休憩所、駐車場等を整備する。また、これらの施設に供給する上水の給水施設を整備する。</p> <p>地区内の連絡のための車道を整備するとともに、自然探勝のための歩道を整備する。</p> <p>施設の整備に当たっては、ユニバーサルデザインを積極的に導入し、周囲の風致景観との調和に配慮するとともに、多雪及び寒冷地対策を行う。</p>						
						面積計		27.2			
						国	公	私	0	27.2	0
						27.2					

(イ) 単独施設

単独施設を次のとおりとする。

(表 16：単独施設表)

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
1	園地	岩手県八幡平市及び秋田県仙北市 (八幡平)	八幡平周辺の火山・森林景観の観賞、自然観察を行うための園地として整備する。	新規
2	展望施設	岩手県八幡平市 (八幡平頂上)	八幡平頂上からの展望のための施設として整備する。	新規
3	避難小屋	岩手県八幡平市 (八幡沼)	八幡平周辺の公園利用者が悪天候や夜間等の際に一時難を逃れるための避難小屋として整備する。	新規
4	避難小屋	岩手県八幡平市 (茶臼岳)	八幡平・茶臼岳周辺の公園利用者が悪天候や夜間等の際に一時難を逃れるための避難小屋として整備する。	昭和 38 年 7 月 5 日
5	給水施設	岩手県八幡平市 (源太清水)	八幡平周辺の公園利用者に飲料水等を供給するための給水施設として整備する。	新規
6	駐車場	岩手県八幡平市及び秋田県仙北市 (見返峠)	八幡平の登山・自然探勝利用者のための駐車場として整備する。	昭和 43 年 8 月 23 日
7	園地	岩手県八幡平市 (蓬莱峡)	蓬莱峡の岩石・森林景観の観賞、自然観察を行うための園地として整備する。	新規
8	宿舎	岩手県八幡平市 (藤七温泉)	八幡平周辺の滞在拠点となる宿舎として整備する。	新規
9	避難小屋	岩手県八幡平市 (大深岳)	八幡平から岩手山及び秋田駒ヶ岳方面に向かう縦走路において公園利用者が悪天候や夜間等の際に一時難を逃れるための避難小屋として整備する。	新規
10	宿舎	岩手県八幡平市 (松川温泉)	松川温泉利用者及び周辺への登山者の滞在拠点となる宿舎として整備する。	新規

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
11	野営場	岩手県八幡平市（松川）	松川における野営を行う施設として整備する。	新規
12	駐車場	岩手県八幡平市（松川）	松川における利用者の乗用車及びバス等の駐車場として整備する。	新規
13	給水施設	岩手県八幡平市（松川）	松川周辺の公園利用者に飲料水等を供給するための給水施設として整備する。	新規
14	避難小屋	岩手県八幡平市（平笠不動）	岩手山における悪天候や夜間等の際に一時難を逃れるための避難小屋として整備する。	新規
15	避難小屋	岩手県八幡平市及び滝沢市（不動平）	岩手山における悪天候や夜間等の際に一時難を逃れるための避難小屋として整備する。	新規
16	避難小屋	岩手県滝沢市（岩手山八合目）	岩手山における悪天候や夜間等の際に一時難を逃れるための避難小屋として整備する。	新規
17	避難小屋	岩手県岩手郡雫石町（三ツ石）	三ツ石山周辺における悪天候や夜間等の際に一時難を逃れるための避難小屋として整備する。	昭和 39 年 10 月 23 日
18	園地	岩手県岩手郡雫石町（滝ノ上）	滝ノ上周辺の散策のための園地として整備する。	昭和 31 年 7 月 10 日
19	宿舎	岩手県岩手郡雫石町（滝ノ上温泉）	滝ノ上温泉利用者及び周辺への登山者の滞在拠点となる宿舎として整備する。	昭和 31 年 7 月 10 日
20	野営場	岩手県岩手郡雫石町（滝ノ上）	滝ノ上における野営を行う施設として整備する。	昭和 49 年 10 月 7 日
21	スキー場	岩手県岩手郡雫石町（網張）	網張周辺におけるスキー場として整備する。整備にあたっては、植生や地形の保護等、環境保全が図られるよう留意する。	昭和 40 年 8 月 30 日
22	園地	岩手県岩手郡雫石町（国見）	国見周辺の散策のための園地として整備する。	昭和 31 年 7 月 10 日
23	宿舎	岩手県岩手郡雫石町（国見温泉）	温泉浴、保養及び登山利用者のための宿泊地として整備する。	昭和 31 年 7 月 10 日
24	園地	岩手県岩手郡雫石町（ヒヤ瀧）	ヒヤ瀧周辺の散策のための園地として整備する。	昭和 42 年 3 月 29 日
25	園地	秋田県鹿角市（曾利滝）	曾利滝の散策のための園地として整備する。	昭和 31 年 7 月 10 日
26	園地	秋田県鹿角市（大場谷地）	大場谷地の散策のための園地として整備する。	平成 12 年 10 月 19 日

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
27	スキー場	秋田県鹿角市（後生掛）	山毛森西側斜面におけるスキー場として整備する。整備にあたっては、植生や地形の保護等、環境保全が図られるよう留意する。	昭和45年12月12日
28	宿舎	秋田県鹿角市及び仙北市（蒸ノ湯）	蒸ノ湯及び八幡平周辺の滞在拠点となる宿舎として整備する。	新規
29	休憩所	秋田県鹿角市（蒸ノ湯）	蒸ノ湯及び八幡平周辺利用者の休憩のための施設として整備する。	新規
30	避難小屋	秋田県鹿角市（焼山）	焼山における悪天候や夜間等の際に一時難を逃れるための避難小屋として整備する。	新規
31	避難小屋	秋田県仙北市（八瀬森）	八幡平から秋田駒ヶ岳方面への縦走路における悪天候や夜間等の際に一時難を逃れるための避難小屋として整備する。	新規
32	避難小屋	秋田県仙北市（大白森）	八幡平から秋田駒ヶ岳方面への縦走路における悪天候や夜間等の際に一時難を逃れるための避難小屋として整備する。	新規
33	避難小屋	秋田県仙北市（田代平）	八幡平から秋田駒ヶ岳方面への縦走路における悪天候や夜間等の際に一時難を逃れるための避難小屋として整備する。	新規
34	宿舎	秋田県仙北市（乳頭温泉）	乳頭山麓の鶴の湯、黒湯、孫六、蟹場、大釜、妙乃湯の6つの温泉群の湯治のほか、乳頭山及び秋田駒ヶ岳周辺の滞在拠点となる宿舎として整備する。	新規
35	園地	秋田県仙北市（駒ヶ岳八合目）	秋田駒ヶ岳・乳頭山登山のための園地として整備する。	昭和41年11月7日
36	避難小屋	秋田県仙北市（阿弥陀池）	秋田駒ヶ岳における悪天候や夜間等の際に一時難を逃れるための避難小屋として整備する。	新規

## (ウ) 道路

## a 車道

車道を次のとおりとする。

(表 17: 道路 (車道) 表)

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	告示年月日
1	網張温泉線	起点－岩手県岩手郡雫石町 (長山・国立公園境界) 終点－岩手県岩手郡雫石町 (網張集団施設地区)		網張温泉のある網張集団施設地区に至る車道として整備する。	新規
2	八幡平線	起点－秋田県鹿角市 (治助崎山・国立公園境界) 終点－岩手県八幡平市 (茶臼岳登山口下・国立公園境界) 終点－岩手県八幡平市 (藤七温泉南・国立公園境界)  起点－岩手県八幡平市 (松川温泉・国立公園境界) 終点－岩手県八幡平市 (松川温泉・国立公園境界)	後生掛温泉、見返峠、藤七温泉、松川温泉	八幡平への到達道路として整備する。	昭和 40 年 8 月 30 日
3	玉川温泉線	起点－秋田県鹿角市 (中ノ沢・国立公園境界) 終点－秋田県仙北市 (渋黒川・石黒沢合流点・国立公園境界) 終点－秋田県仙北市 (玉川温泉集団施設地区)	大場谷地、玉川温泉	八幡平への主要拠点がある鹿角市から玉川温泉を經由し秋田駒ヶ岳のある仙北市に至る到達車道及び相互の連絡車道として整備する。	昭和 38 年 10 月 10 日
4	乳頭温泉郷線	起点－秋田県仙北市 (水上沢・国立公園境界) 終点－秋田県仙北市 (蟹場温泉)		乳頭温泉郷への到達道路として整備する。	昭和 31 年 7 月 10 日
5	田沢湖高原秋田駒ヶ岳線	起点－秋田県仙北市 (水上沢上流・国立公園境界) 終点－秋田県仙北市 (秋田駒ヶ岳八合目)		秋田駒ヶ岳八合目への到達道路として整備する。	昭和 41 年 11 月 7 日

## b 歩道

歩道は次のとおりである。

(表 18: 道路 (歩道) 表)

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	告示年月日
1	茶臼岳八幡平線	起点－岩手県八幡平市 (茶臼岳登山口) 終点－岩手県八幡平市 (八幡沼) 終点－岩手県八幡平市 (黒谷地口) 終点－岩手県八幡平市 (茶臼岳山頂)	黒谷地湿原、源太森	茶臼岳を経て八幡平に至る登山道として整備する。	平成 12 年 10 月 19 日
2	八幡平秋田駒ヶ岳縦走路	起点－岩手県八幡平市、秋田県仙北市 (畚岳登山口) 終点－秋田県仙北市 (秋田駒ヶ岳八合目・歩道合流点) 終点－秋田県仙北市 (畚岳) 終点－岩手県岩手郡雫石町、秋田県仙北市 (焼森・歩道合流点) 終点－秋田県仙北市 (乳頭温泉郷集団施設地区)	諸椋岳、大深岳、八瀬森、曲崎山、大白森、小白森山、田代平、乳頭山 (烏帽子岳)、笹森山、湯森山、笹森山	八幡平から大深岳、乳頭山を経て秋田駒ヶ岳に至る縦走路を登山道として整備する。	昭和 31 年 7 月 10 日及び平成 12 年 10 月 19 日
3	松川温泉大深岳線	起点－岩手県八幡平市 (松川温泉) 終点－岩手県八幡平市 (大深山荘・歩道合流点) 終点－岩手県八幡平市 (大深岳・歩道合流点)	源太ヶ岳	松川温泉から二手に分かれて大深岳に至る登山道として整備する。	平成 12 年 10 月 19 日
4	松川温泉滝ノ上温泉線	起点－岩手県八幡平市 (松川温泉) 終点－岩手県岩手郡雫石町 (滝ノ上温泉)	三ツ石湿原	松川温泉から三ツ石湿原を経て滝ノ上温泉に至る登山道として整備する。	平成 12 年 10 月 19 日

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	告示年月日
5	網張岩手山線	起点ー岩手県岩手郡雫石町（網張集団施設地区） 終点ー岩手県岩手郡雫石町（不動平・歩道合流点） 終点ー岩手県岩手郡雫石町（鬼ヶ城分岐・歩道合流点）	犬倉山、黒倉山、 大地獄谷、鬼ヶ城	網張温泉から裏岩手山の大地獄、鬼ヶ城の二手に分かれて岩手山に至る登山道として整備する。	昭和31年7月10日及び平成12年10月19日
6	三ツ石山線	起点ー岩手県岩手郡雫石町（犬倉山西・歩道分岐点） 終点ー岩手県岩手郡雫石町・秋田県仙北市（八瀬森分岐・歩道合流点）	大松倉山、三ツ石 湿原、三ツ石山、 小畚山	三ツ石山を經由し、八幡平、秋田駒ヶ岳、岩手山への各縦走路を繋ぐ登山道として整備する。	平成12年10月19日
7	松川温泉姥倉山線	起点ー岩手県八幡平市（松川温泉） 終点ー岩手県八幡平市（姥倉山・歩道合流点）	姥倉山	松川温泉から姥倉山を経て裏岩手山方面へ至る登山道として整備する。	昭和31年7月10日
8	上坊岩手山線	起点ー岩手県八幡平市（上坊・国立公園境界） 終点ー岩手県八幡平市（ツルハシ分れ・歩道合流点）		上坊から岩手山に至る登山道として整備する。	昭和31年7月10日
9	焼走り岩手山線	起点ー岩手県八幡平市（焼走り・国立公園境界） 終点ー岩手県八幡平市（お鉢・歩道合流点）	平笠不動	焼走り溶岩流から岩手山に至る登山道として整備する。	昭和31年7月10日及び平成12年10月19日
10	焼走り線	起点ー岩手県八幡平市（焼走り・国立公園境界） 終点ー岩手県八幡平市（焼走り・国立公園境界）		焼走り溶岩流を観察するための探勝歩道として整備する。	新規
11	馬返岩手山線	起点ー岩手県滝沢市（馬返・国立公園境界） 終点ー岩手県八幡平市・滝沢市（岩手山頂上）		馬返から新道・旧道の二手に分かれて岩手山頂上に至る登山道として整備する。	昭和31年7月10日
12	御神坂岩手山線	起点ー岩手県岩手郡雫石町（御神坂・国立公園境界） 終点ー岩手県八幡平市、滝沢市（不動平・歩道合流点）		御神坂から岩手山に至る登山道として整備する。	昭和31年7月10日
13	滝ノ上温泉乳頭山線	起点ー岩手県岩手郡雫石町（滝ノ上温泉） 終点ー岩手県岩手郡雫石町、秋田県仙北市（乳頭山・歩道合流点）	白沼	滝ノ上温泉から乳頭山に至る登山道として整備する。	昭和31年7月10日
14	千沼ヶ原線	起点ー岩手県岩手郡雫石町（千沼ヶ原・国立公園境界） 終点ー岩手県岩手郡雫石町、秋田県仙北市（乳頭山南東・歩道合流点） 終点ー岩手県岩手郡雫石町、秋田県仙北市（笹森山・歩道合流点）	千沼ヶ原	千沼ヶ原を經由し乳頭山方面に至る登山道として整備する。	平成12年10月19日
15	国見温泉秋田駒ヶ岳線	起点ー岩手県岩手郡雫石町（国見温泉） 終点ー岩手県岩手郡雫石町、秋田県仙北市（横岳・歩道合流点）	横長根、大焼砂	国見温泉から大焼砂を經由し秋田駒ヶ岳に至る登山道として整備する。	平成12年10月19日
16	大沼長沼八幡平線	起点ー秋田県鹿角市（後生掛集団施設地区） 終点ー岩手県八幡平市（八幡平頂上） 終点ー秋田県鹿角市（大谷地） 終点ー秋田県鹿角市（蒸ノ湯）	大谷地、長沼	大沼から八幡平に至る登山道として整備する。	昭和31年7月10日及び平成12年10月19日
17	蒸ノ湯八幡平線	起点ー秋田県鹿角市、仙北市（蒸ノ湯） 終点ー秋田県仙北市（八幡平） 終点ー秋田県仙北市（草の湯分岐・歩道合流点）		蒸ノ湯から八幡平に至る登山道として整備する。	平成12年10月19日
18	焼山線	起点ー秋田県鹿角市（後生掛温泉） 終点ー秋田県仙北市（玉川温泉） 終点ー秋田県鹿角市（樽森） 終点ー秋田県鹿角市、仙北市（焼山頂上）	毛せん峠、鬼ヶ 城、名残峠	後生掛温泉から焼山を經由し玉川温泉に至る登山道として整備する。	昭和31年7月10日
19	後生掛泥火山線	起点ー秋田県鹿角市（後生掛温泉） 終点ー秋田県仙北市（大湯沼）	オナメトメ、泥 火山	後生掛周辺の噴気や噴湯、泥火山等の火山現象を観察するための探勝歩道として整備する。	昭和32年10月28日

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	告示年月日
20	乳頭山田代平線	起点－秋田県仙北市（黒湯温泉・歩道分岐点） 終点－秋田県仙北市（乳頭山・歩道合流点）  起点－秋田県仙北市（孫六温泉・歩道分岐点） 終点－秋田県仙北市（田代平・歩道合流点）  起点－秋田県仙北市（大釜温泉・蟹場温泉・歩道分岐点） 終点－秋田県仙北市（田代平西・歩道合流点）	一本松温泉	乳頭温泉郷の各温泉から田代平・乳頭山方面に至る登山道として整備する。	平成12年10月19日
21	東北自然歩道線	起点－秋田県仙北市（湯ノ沢南・国立公園境界） 終点－秋田県仙北市（湯ノ沢・国立公園境界）  起点－秋田県仙北市（鶴の湯・国立公園境界） 終点－秋田県仙北市（乳頭温泉郷集団施設地区）	鶴の湯、蟹場温泉、大釜温泉、黒湯温泉、空吹湿原	乳頭温泉郷周辺の自然を探勝する東北自然歩道として整備する。	平成12年10月19日
22	秋田駒ヶ岳線	起点－秋田県仙北市（秋田駒ヶ岳八合目・歩道分岐点） 終点－秋田県仙北市（秋田駒ヶ岳八合目・歩道合流点） 終点－岩手県岩手郡雫石町、秋田県仙北市（横長根・歩道合流点） 終点－岩手県岩手郡雫石町、秋田県仙北市（大焼砂・歩道合流点） 終点－秋田県仙北市（男女岳）	阿弥陀池、横岳、焼森、男岳、金十郎長根、馬場の小路（ムーミン谷）	秋田駒ヶ岳八合目から阿弥陀池、男女岳、男岳等の秋田駒ヶ岳山上部に至る登山道として整備する。	昭和31年7月10日及び平成12年10月19日

(エ) 運輸施設

運輸施設を次のとおりとする。

(表 19：運輸施設表)

番号	路線名	種類	区間	主要 経過地	整備方針	告示年月日
1	網張索道運送施設	索道運送 施設	起点—岩手県岩手郡雫石町（網張温泉） 終点—岩手県岩手郡雫石町（犬倉山西斜面）		岩手山及び三ツ石 山方面への夏山探勝 用として整備する。	昭和 42 年 10 月 2 日

#### 4 参考事項

##### (1) 過去の経緯（八幡平地域）

###### ア 公園区域

昭和 11 年 2 月 1 日	公園区域（十和田八甲田地域）の指定（十和田国立公園）
昭和 31 年 7 月 10 日	公園区域（八幡平地域）の追加（十和田八幡平国立公園に改称）
平成 12 年 10 月 19 日	公園区域の一部変更（焼走り区域の追加）

###### イ 保護計画

昭和 31 年 7 月 10 日	特別地域の指定
昭和 43 年 5 月 1 日	特別保護地区の指定
昭和 46 年 11 月 13 日	湖沼又は湿原の指定（睡蓮沼、黄瀬沼、八幡沼、墓沼）
昭和 56 年 3 月 23 日	採取等規制植物の指定
平成 2 年 12 月 1 日	車馬等乗入れ規制地域の指定（八甲田山、岩手山、秋田駒ヶ岳）
平成 12 年 10 月 19 日	公園区域及び公園計画の一部変更（焼走り区域の追加）

###### ウ 利用計画

昭和 31 年 7 月 10 日	利用計画の決定
昭和 32 年 10 月 28 日	歩道（後生掛泥火山周回線）の追加
昭和 36 年 12 月 11 日	宿舎（大沼）の追加
昭和 37 年 4 月 9 日	歩道（後生掛又口小屋線）の追加
昭和 38 年 7 月 5 日	宿舎（茶臼岳）を避難小屋（茶臼岳）に変更
昭和 38 年 10 月 10 日	歩道（玉川温泉～五十曲経由～国立公園境界）の追加及び車道（玉川温泉線）の路線位置を変更
昭和 39 年 10 月 23 日	宿舎（三ツ石山東部）を避難小屋（三ツ石山東部）に変更
昭和 40 年 8 月 30 日	スキー場（網張）の追加及び車道の統合（当初計画番号の 2～4）
昭和 40 年 10 月 23 日	車道（網張松川温泉線）の追加
昭和 41 年 11 月 7 日	園地（駒ヶ岳八合目）、車道（国立公園境界～駒ヶ岳八合目）及び歩道（田沢湖高原～駒ヶ岳及び湯森山）の追加
昭和 42 年 3 月 29 日	園地の追加（ヒヤ潟）及び歩道（国見温泉～ヒヤ潟）の変更
昭和 42 年 10 月 2 日	索道（特殊索道）（網張～犬倉山肩）の追加及び車道（藤七温泉～三ツ石山鞍部）の変更及び集団施設地区の名称変更（網張温泉→岩手山麓国民休暇村）
昭和 43 年 8 月 23 日	駐車場（見返峠下）の追加
昭和 45 年 12 月 12 日	スキー場（後生掛）の追加
昭和 49 年 10 月 7 日	野営場（滝ノ上）の追加
平成 2 年 8 月 18 日	歩道（蟹場温泉～乳頭山山頂）の削除及び歩道（黒湯～乳頭山山頂、東北自然歩道線）2 路線の追加
平成 12 年 10 月 19 日	集団施設地区の 2 地区（田沢湖高原及び岩手山麓）の名称変更、歩道の削除（11 路線）及び歩道の追加（15 路線）

十和田八幡平国立公園  
(八幡平地域)

公園区域及び公園計画変更書

[再検討]  
(環境省案)

平成 年 月 日  
環 境 省

# 目 次

第1	公園区域の変更.....	1
1	変更理由.....	1
2	十和田八幡平国立公園の指定理由の変更内容.....	2
3	十和田八幡平国立公園（八幡平地域）の概要の変更内容.....	4
第2	公園計画の変更.....	13
1	変更理由.....	13
2	基本方針の変更内容.....	14
3	規制計画の変更内容.....	19
	（1）保護規制計画及び関連事項.....	19
	ア 特別地域.....	19
	（ア）第2種特別地域.....	25
	（イ）第3種特別地域.....	27
	イ 面積内訳.....	29
4	事業計画の変更内容.....	31
	（1）施設計画.....	31
	ア 利用施設計画.....	31
	（ア）集団施設地区.....	31
	（イ）単独施設.....	35
	（ウ）道路.....	40
	a 車道.....	40
	b 歩道.....	41
	（エ）運輸施設.....	49
5	参考事項.....	49

## 第1 公園区域の変更

### 1 変更理由

十和田八幡平国立公園は、奥羽山脈の北側、青森県、岩手県及び秋田県の3県が隣接する地域に位置し、八甲田から十和田湖にかけての「十和田八甲田地域」とその南側約50kmに位置する八幡平から岩手山及び秋田駒ヶ岳にかけての「八幡平地域」からなる。昭和11年2月1日に十和田八甲田地域が十和田国立公園に指定され、その後、昭和31年7月10日に八幡平地域が追加指定され、現在の公園名に改称されている。

今般、昭和31年の八幡平地域の国立公園指定後、公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）が行われていないことから、地域関係者との調整や関係自治体の同意を経て、自然的及び社会的状況の変化も踏まえ、本地域の風致景観の保全と適正な利用を図るため再検討を行うものである。

2 十和田八幡平国立公園の指定理由の変更内容

指定理由を次のとおり変更する。

(表 1 : 指定理由変更表)

変更後	変更前
<p>(1) 景観（同一風景形式中、我が国の風景を代表する傑出した自然の風景地）</p> <p>十和田八幡平国立公園は、奥羽山脈の北側、青森県、岩手県及び秋田県の3県が隣接する地域に位置し、八甲田から十和田湖にかけての「十和田八甲田地域」とその南側約 50 kmに位置する八幡平から岩手山及び秋田駒ヶ岳にかけての「八幡平地域」からなる。両地域ともに火山活動の活発な地域で、オオシラビソの原生林に覆われた火山地形や湿原など多様な自然景観及び温泉の湯治場などの人文景観が特徴的である。</p> <p>「十和田八甲田地域」は、湖と火山に代表される景観を有している。標高約 400mの山上に深く青い水をたたえる十和田湖は十和田火山の二重カルデラ内に形成された特徴的なカルデラ湖で、中央部の中湖火口には水深 327mの最深部がある。湖を取り巻く周囲の外輪山には火山の活動によって堆積した地層や溶岩ドームなどの顕著な火山地形を観察することができる。十和田湖から流れ出す奥入瀬川は、苔むす岩を洗い、両岸からの滝と合流しながら、深い自然林の中を流れており、優れた溪流美をもつ奥入瀬溪流として名高い。十和田湖の北側には、火山活動によって形成された八甲田があり、大岳（標高 1552m）を中心とする北八甲田火山群と櫛ヶ峰（1517m）を中心とする南八甲田火山群から成り立っている。</p>	<p>(※指定当初の公園計画書が現存しないため、以下の各項目は無し。指定は、昭和 31 年 7 月 10 日厚生省告示第 180 号による。)</p>

「八幡平地域」は、今も活発な活火山に代表される火山景観を有している。最高峰の岩手山（標高 2038m）をはじめ、八幡平、秋田駒ヶ岳、焼山（秋田焼山）など標高 1200m～1600m級の火山から形成された火山景観が見られる。これらの火山は、成層火山、溶岩ドーム、爆裂火口、カルデラ、溶岩流、火口湖等、火山活動により形成された多種多様な地形が存在し、現在でも噴気、噴湯、泥火山、地熱地帯等の火山現象が活発である。

本国立公園の風景形式は、火山連峰、カルデラ湖、原生的な自然林及び峡谷である。これらは、火山活動に関わる景観要素（成層火山、火山性高原、カルデラ、溶岩流、火山現象、温泉等）、水に関わる景観要素（カルデラ湖等の湖沼、峡谷、高層湿原、池塘等）、その他の景観要素（原生的な自然林、高山植物群落、湯治場等の人文景観等）を有する。

本国立公園は、二重カルデラ内に形成された特徴的なカルデラ湖である美しく静謐な十和田湖、八甲田及び八幡平をはじめとする火山連峰及びそれらと一体となった雄大な自然林、優れた溪流美を持つ奥入瀬溪流の傑出性が高いことから、我が国を代表する自然の風景地である。

(2) 規模（区域面積が原則として 3 万 ha 以上）

本国立公園の区域面積は 85, 534 ha（十和田八甲田地域 45, 060 ha、八幡平地域 40, 474 ha）である。

(3) 自然性（原生的な景観核心地域が原則として約 2, 000ha 以上）

本国立公園の原生的な景観核心地域は、八甲田、八幡平、岩手山

及び秋田駒ヶ岳に代表される主要な火山の火口及び山稜部並びに二重カルデラ湖である十和田湖周辺であり、その区域面積は 31,012ha（十和田八甲田地域 22,812 ha、八幡平地域 8,200 ha）を超える。

(4) 利用（多人数による利用が可能）

本国立公園の利用は、山岳地域の登山、湿原や湖周辺の自然探勝、ドライブ、湖における遊覧船及び温泉入浴など体験型や周遊型の利用が公園指定当時から続く利用形態である。また、新幹線等によるアクセスも比較的良好で、利便性に富んでいる。

本国立公園は、十和田八甲田地域を昭和 11 年 2 月 1 日に指定し、昭和 31 年 7 月 10 日に八幡平地域を追加指定している。

以上より、「国立公園及び国定公園の候補地の選定及び指定について」(平成 25 年 5 月 17 日付け環自国発第 1305171 号 環境省自然環境局長通知)の別添「国立公園及び国定公園の候補地の選定及び指定要領」のうち「1 国立公園及び国定公園の候補地の選定」に掲げる各要件を満たしている。

また、本国立公園は「みちのくの脊梁～原生林が彩る静謐の湖水、息づく火山と奥山の湯治場」をテーマとし、火山活動によって形作られた豊かな自然と湯治等の文化を感じられる国立公園として、風致景観の保全と適切な利用を推進するものである。

3 十和田八幡平国立公園（八幡平地域）の概要の変更内容

地域の概要を次のとおり変更する。

(表 2：地域概要変更表)

変更後	変更前
<p>十和田八幡平国立公園は、昭和 11 年 2 月 1 日に十和田湖、北八甲田火山群・南八甲田火山群の原生的な自然環境、奥入瀬の溪流美を中核とした十和田八甲田地域が、わが国を代表する傑出した自然の風景地として十和田国立公園に指定され、その後、昭和 31 年 7 月 10 日に多様な火山景観を中核とする八幡平地域が追加指定され、現在の公園名に改称された。</p> <p>八幡平地域は、岩手県及び秋田県の隣接地域に位置し、その区域は東西約 30 km、南北 35 kmにわたる山岳地である。</p> <p>本地域は、火山活動により形成された火山連峰からなり、最高峰の岩手山（標高 2038m）をはじめ、八幡平、秋田駒ヶ岳、焼山（秋田焼山）など標高 1200m～1600m級の火山から形成された火山景観が見られる。これらの火山は、成層火山、溶岩ドーム、爆裂火口、カルデラ、溶岩流、火口湖等、火山活動により形成された多種多様な地形が存在し、現在でも噴気、噴湯、泥火山、地熱地帯等の火山現象が活発である。周辺には、18 世紀の岩手山の噴火により延長約 4 kmにわたって形成された焼走り溶岩流、放射能を持つ含鉛重晶石である北投石が形成される玉川温泉、噴湯の熱水で形成された湖沼や河川である大湯沼や湯川など、特徴的な火山景観が見られる。</p> <p>植生は標高 1000m 前後を境に下部はブナを主体とする落葉広葉樹林が広がり、上部はオオシラビソを主体とする亜高山性針葉樹林、最上部の稜線付近にはハイマツ等の高山植物帯が見られ、全体的に原生的な植生に覆われている。また、秋田駒ヶ岳及び岩手山のコマクサ、エゾツツジ等、八幡平の湿原植生や雪田植生をはじめ、山腹から山稜部にかけて各所に分布する高山植物群落も本地域の景観を構成する重要</p>	

な要素となっている。

これらの豊かな植生を背景に、ツキノワグマ、カモシカ等の大型哺乳類やイヌワシ、ホシガラス等の鳥類など数多くの野生動物が生息している。

活発な火山活動を背景に、後生掛、蒸ノ湯、大深、玉川、乳頭、藤七、松川、網張、滝ノ上、国見等の温泉地が多く、保健、休養を兼ねた観光利用が盛んであるとともに、昔ながらの長期滞在型の湯治場でもあり、独特の湯治風景は貴重な文化景観となっている。

#### (1) 景観の特性

##### ア 地形、地質

本地域は、火山活動により形成された火山連峰で、最高峰の岩手山（標高 2038m）をはじめ、八幡平、秋田駒ヶ岳、焼山（秋田焼山）など標高 1200m～1600m級の火山から形成された火山景観が見られる。これらの火山は、成層火山、溶岩ドーム、爆裂火口、カルデラ地形、溶岩流、火口湖等、火山活動により形成された多種多様な地形が存在する。周辺には、18 世紀の岩手山の噴火により延長約 4 km にわたって形成された焼走り溶岩流、放射能を持つ含鉛重晶石である北投石が形成される玉川温泉、噴湯の熱水で形成された湖沼や河川である大湯沼や湯川など、特徴的な火山景観が見られる。

また、八幡平の八幡沼周辺や黒谷地湿原、秋田駒ヶ岳の阿弥陀池周辺の浄土平、山頂一帯が湿原の大白森など、多くの高層湿原が発達している。特に乳頭山周辺の笹森山北東に広がる千沼ヶ原は、本地域を代表する高層湿原で、登山道から確認できるものだけでも数百を超える池塘が湿原に散在しており、湿原の高山植物群落と周辺

#### (1) 景観の特性

##### ア 地形、地質

(※項目無し)

のオオシラビソの森林、周囲の山々や空を背景に、まさに秘境といった様相を呈している。

湖沼や湿原は、火口湖やその周辺に発達した湿原など特に山上に多いが、山の中腹にも大沼や長沼、蓬莱沼、熊沼など無数の湖沼とその周辺の湿原が発達している。また、比較的なだらかな地形に発達した湿原として大場谷地、熊谷地、前谷地などの湿原がある。

#### イ 植生・野生生物

植生は標高 1000m 前後を境に下部はブナを主体とする落葉広葉樹林が広がり、上部はオオシラビソを主体とする亜高山性針葉樹林、最上部の稜線付近にはハイマツ等の高山植物帯が見られ、全体的に手つかずの原生的な植生に覆われている。また、秋田駒ヶ岳及び岩手山のコマクサ、エゾツツジ等、八幡平の湿原植生や雪田植生をはじめ、山腹から山稜部にかけて各所に分布する高山植物群落も本地域の景観を構成する重要な要素となっている。

これらの豊かな植生を背景に、ツキノワグマ、カモシカ等の大型哺乳類やイヌワシ、ホシガラス等の鳥類など数多くの野生動物が生息している。

#### ウ 自然現象

後生掛や蒸ノ湯、大深、玉川の各温泉や焼山周辺では噴気、噴湯、泥火山、地熱地帯等の火山現象が活発である。また、噴湯の熱水で形成された湖沼や河川である大湯沼や湯川など、火山現象によって形成された壮大な景観が見られる。

#### イ 植生・野生生物

(※項目無し)

#### ウ 自然現象

(※項目無し)

<p>エ 文化景観</p> <p>活発な火山活動を背景に、後生掛、蒸ノ湯、大深、玉川、乳頭、藤七、松川、網張、滝ノ上、国見等の温泉地が多く、保健、休養を兼ねた観光利用が盛んであるとともに、昔ながらの長期滞在型の湯治場でもあり、独特の湯治風景は貴重な文化景観となっている。</p> <p>また、岩手山や秋田駒ヶ岳では、神社の奥宮や参詣道由来の登山道や地名など山岳信仰の名残を今に残している。特に岩手山は、岩手県中央部から眺めることができ、郷土の象徴的な山として親しまれているとともに、多くの文人に愛されその作品の対象となっている。</p> <p>(2) 利用の現況</p> <p>本地域の利用は、温泉入浴、山岳地域の登山、自然探勝及び山岳地まで整備された道路を利用したドライブなど体験型や周遊型の利用が公園指定当時から続く利用形態である。平成 24 年には、十和田八幡平国立公園に 475 万人の利用者が訪れている。</p> <p>また、十和田八甲田地域と八幡平地域を一体とした周遊利用や、国立公園外の周辺の主要観光地（角館の武家屋敷群や田沢湖、民営の農場等）と併せた北東北を周遊する利用も少なくない。</p> <p>(3) 社会経済的背景</p> <p>ア 土地所有別</p> <p>本地域は、国有地 39,506ha、公有地 685ha、私有地 283ha の計 40,474ha であり、国有地の地域全体に占める割合が大きい。</p>	<p>エ 文化景観</p> <p>(※項目無し)</p> <p>(2) 利用の現況</p> <p>(※項目無し)</p> <p>(3) 社会経済的背景</p> <p>ア 土地所有別</p> <p>(※項目無し)</p> <p>(※国有地 38,887ha、公有地 500ha、私有地 1,102ha)</p>
---	--

イ 人口及び産業

本地域に関係する各市町村の人口及び世帯数は、次の通りである（平成 22 年国勢調査から引用）。国立公園とかかわりの深い産業としては温泉を利用した宿泊業や観光業が挙げられるほか、近年は地熱資源の開発が注目されている。

県名	市町村名	世帯数（戸）	人口（人）
岩手県	八幡平市	9,647	28,680
	滝沢市	19,334	53,857
	雫石町	5,530	18,033
秋田県	鹿角市	11,831	34,473
	仙北市	9,841	29,568

ウ 権利制限関係

(ア) 保安林

(国有林)

種類	位置	重複面積 (ha)	指定年月日
水源かん養	岩手県八幡平市	4,375	昭 34. 12. 1
	岩手県滝沢市	23	昭 43. 6. 6
	岩手県岩手郡雫石町	9,296	昭 36. 12. 23
	秋田県鹿角市	2,223	昭 35. 2. 23
	秋田県仙北市	17,860	明 30. 12. 9
土砂流出防備	岩手県八幡平市	1,835	—
	岩手県滝沢市	589	明 30 年以前
	岩手県岩手郡雫石町	1,090	明 30 年以前

イ 人口及び産業

(※項目無し)

ウ 権利制限関係

(※項目無し)

	秋田県仙北市	1,536	大8.4.12
保健	岩手県八幡平市	5,169	昭56.10.27
	岩手県滝沢市	229	昭58.4.25
	岩手県岩手郡雫石町	2,122	昭58.4.30
	秋田県鹿角市	1,670	平16.7.6
	秋田県仙北市	5,636	昭58.12.13
(民有林)			
種類	位置	重複面積 (ha)	指定年月日
水源かん養	秋田県仙北市	360	昭42.2.23
	秋田県仙北市	0.2	昭58.12.13
	秋田県仙北市	17	昭63.7.30
	秋田県仙北市	0.03	昭57.2.24
土砂流出防備	秋田県仙北市	0.85	昭53.8.24
保健	秋田県仙北市	0.2	昭58.12.13
(イ) 鳥獣保護区 (県指定)			
種類	位置	重複面積 (ha)	当初指定年月 日
八幡平鳥獣保護区	岩手県八幡平市、滝沢市及び岩手郡雫石町	15,840 (うち特保 1,742 ha)	昭55.11.1

八幡平鳥獣保護区	秋田県鹿角市及び仙北市	10,913 (うち特保 3,032 ha)	昭 55. 11. 1
玉川鳥獣保護区	秋田県仙北市	3,451	平 18. 11. 1
石黒沢鳥獣保護区	秋田県仙北市	500 (うち特保 199 ha)	昭 47. 11. 1
駒ヶ岳鳥獣保護区	秋田県仙北市	2,558	昭 55. 11. 1
(ウ) 史跡名勝天然記念物			
区分	名称	位置	指定年月日
国指定天然記念物	岩手山高山植物帯	岩手県滝沢市	昭 3. 2. 7
国指定特別天然記念物	焼走り溶岩流	岩手県八幡平市	昭 27. 3. 29 (天然記念物としての指定は昭 19. 11. 7)
国指定天然記念物	葛根田の大岩屋	岩手県岩手郡雫石町	昭 18. 2. 19
県指定天然記念物	白沼のモリアオガエル繁殖地	岩手県岩手郡雫石町	昭 31. 7. 25

国指定特別天然記念物	玉川温泉の北投石	秋田県仙北市	昭27.3.29 (天然記念物としての国指定は大11.10.12)						
国指定天然記念物	秋田駒ヶ岳高山植物帯	秋田県仙北市	大15.2.24						
<p>※一覧は地域が明確に定められている史跡名勝天然記念物を記載している。この他に、「区域を定めない」特別天然記念物のカモシカ及び天然記念物のイヌワシ等が地域内で確認されている。</p> <p>(エ) 農業振興地域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>位置</th> <th>面積 (ha)</th> <th>指定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩手県岩手郡雫石町(芳沢牧野周辺)</td> <td>83</td> <td>昭44</td> </tr> </tbody> </table>				位置	面積 (ha)	指定年月日	岩手県岩手郡雫石町(芳沢牧野周辺)	83	昭44
位置	面積 (ha)	指定年月日							
岩手県岩手郡雫石町(芳沢牧野周辺)	83	昭44							

## 第2 公園計画の変更

### 1 変更理由

十和田八幡平国立公園は、奥羽山脈の北側、青森県、岩手県及び秋田県の3県が隣接する地域に位置し、八甲田から十和田湖にかけての「十和田八甲田地域」とその南側約50kmに位置する八幡平から岩手山及び秋田駒ヶ岳にかけての「八幡平地域」からなる。昭和11年2月1日に十和田八甲田地域が十和田国立公園に指定され、その後、昭和31年7月10日に八幡平地域が追加指定され、現在の公園名に改称されている。

八幡平地域の公園計画は、昭和31年7月10日に特別地域が、昭和43年5月1日に特別保護地区が指定されている。また、昭和46年11月13日に自然公園法第20条第3項第6号に基づく指定湖沼が、平成2年12月1日に自然公園法第20条第3項第17号の規定に基づく乗入れ規制地区が指定されている。さらに、平成12年10月19日に公園区域及び公園計画の一部変更が行われている。

今般、昭和31年の八幡平地域の国立公園指定後、公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）が行われていないことから、自然的及び社会的状況の変化も踏まえ、本地域の風致景観の保全と適正な利用を図るため再検討を行うものである。

## 2 基本方針の変更内容

基本方針を次のとおり変更する。

(表 3 : 基本方針変更表)

変更後	変更前
<p>十和田八幡平国立公園は、奥羽山脈の北側、青森県、岩手県及び秋田県の3県が隣接する地域に位置し、八甲田から十和田湖にかけての「十和田八甲田地域」とその南側約50kmに位置する八幡平から岩手山及び秋田駒ヶ岳にかけての「八幡平地域」からなる。昭和11年2月1日に十和田八甲田地域が十和田国立公園に指定され、その後、昭和31年7月10日に八幡平地域が追加指定され、現在の公園名に改称されている。</p> <p>八幡平地域は、岩手県及び秋田県の隣接地域に位置し、その区域は東西約30km、南北35kmにわたる山岳地である。</p> <p>本地域は、火山活動により形成された火山連峰からなり、最高峰の岩手山(標高2038m)をはじめ、八幡平、秋田駒ヶ岳、焼山(秋田焼山)など標高1200m～1600m級の火山から形成された火山景観が見られる。これらの火山は、成層火山、溶岩ドーム、爆裂火口、カルデラ、溶岩流、火口湖等、火山活動により形成された多種多様な地形が存在し、現在でも噴気、噴湯、泥火山、地熱地帯等の火山現象が活発である。周辺には、18世紀の岩手山の噴火により延長約4kmにわたって形成された焼走り溶岩流、放射能を持つ含鉛重晶石である北投石が形成される玉川温泉、噴湯の熱水で形成された湖沼や河川である大湯沼や湯川など、特徴的な火山景観が見られる。</p> <p>植生は標高1000m前後を境に下部はブナを主体とする落葉広葉樹林が広がり、上部はオオシラビソを主体とする亜高山性針葉樹林、最上</p>	<p>(※項目無し)</p>

部の稜線付近にはハイマツ等の高山植物帯が見られ、全体的に手つかずの原生的な植生に覆われている。また、秋田駒ヶ岳及び岩手山のコマクサ、エゾツツジ等、八幡平の湿原植生や雪田植生をはじめ、山腹から山稜部にかけて各所に分布する高山植物群落も本地域の景観を構成する重要な要素となっている。

これらの豊かな植生を背景に、ツキノワグマ、カモシカ等の大型哺乳類やイヌワシ、ホシガラス等の鳥類など数多くの野生動物が生息している。

活発な火山活動を背景に、後生掛、蒸ノ湯、大深、玉川、乳頭、藤七、松川、網張、滝ノ上、国見等の温泉地が多く、保健、休養を兼ねた観光利用が盛んであるとともに、昔ながらの長期滞在型の湯治場でもあり、独特の湯治風景は貴重な文化景観となっている。

本地域の利用は、温泉入浴、山岳地域の登山、自然探勝及び山岳地まで整備された道路を利用したドライブなど体験型や周遊型の利用が公園指定当時から続く利用形態であり、今後も同様の形態を基本として適正な利用を進める。

なお、国立公園編入時から半世紀以上が経過し、東北新幹線の主要駅や東北自動車道のインターチェンジが整備されたことから岩手県盛岡市等を主要な起点として全国からの利用者が訪れるようになり、利用者は国立公園指定当時より格段に増加している。また、十和田八甲田地域と八幡平地域を一体とした周遊利用や、国立公園外の周辺の主要観光地（角館の武家屋敷群や田沢湖、民営の農場等）と併せた利用も少なくないことから、従来の八幡平地域のみ利用に加え、周辺地域との利用動線も考慮した利用を進める。

以上の自然的及び社会的状況を踏まえ、本地域の風致景観の保全と

適正な利用を図るため、下記の方針に基づき公園計画を定めるものとする。

(1) 規制計画

ア 保護規制計画

現行の保護規制計画を基本とし、良好な風致を維持する区域等を特別地域とする。その他、以下の方針により保護規制計画を定めることとする。

(ア) 特別保護地区

- ・特に自然性が高く傑出した景観を有する山岳地と当該地に包含される湖沼、湿原、火山現象地帯等を特別保護地区とし厳正な保護を図る。

(イ) 第1種特別地域

- ・特別保護地区に準ずる景観を有し、特異な火山現象・植生・地形地質に優れた景観を形成している地域等で、現在の景観を極力保護することが必要な地域を第1種特別地域とする。

(ウ) 第2種特別地域

- ・主要な利用拠点の周囲、良好な状態で自然植生が維持されている地域、特異な地形・地質の露出地、溪流沿い、展望地点や主要道路（車道及び歩道）からの眺望対象として重要な地域等を第2種特別地域とする。

(エ) 第3種特別地域

- ・上記の地域以外で一体となって風景を形成している地域、人工林や二次林及び牧野を主体とした地域等を第3種特別地域とす

る。

## (2) 施設計画

### ア 利用施設計画

#### (ア) 集団施設地区

- ・快適な公園利用の拠点となる現存する地域のうち、適正な利用を増進するために特に重要な地域について区域を定め、整備方針に基づき施設を総合的に整備する集団施設地区を定めることで、特定の地域に施設が偏在しないようにする。

#### (イ) 単独施設

- ・利用実態から見て公園利用上必要である施設又は現存し公園利用に用いられている施設について、事業執行の可能性や整備による風致景観への支障の無いことを確認の上で適切な施設の計画を定める。

#### (ウ) 道路（車道）

- ・八幡平地域の利用特性に見合った利用者の流れを確保するための手段として、公園利用地点への連絡、公園の主要利用地点相互間の連絡、車窓又は車道沿線の特定地点からの景観観賞のいずれかの機能を有する車道で現存し、利用されているものを定めるものとする。

#### (エ) 道路（歩道）

- ・登山や縦走など、自然との深いふれあいのための徒歩利用に供される登山道（ただし、ロッククライミング、沢登り、やぶこぎ、山スキー等の高度の登山技術又は多くの経験を必要とする登山ルートは除く）や自然観察、自然探勝を行うための徒歩利

<p>用の探勝歩道として現存し、利用されている歩道を定めることとする。</p> <p>(オ) 運輸施設</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・公園の主要展望地点への到達又は搬器上からの景観観賞等の機能を有し、公園利用者を運送するための索道運送施設（専らスキー場事業の用に供する特殊索道を除く）として現存し、利用されている運輸施設を定めることとする。</li></ul>	
--	--

3 規制計画の変更内容

(1) 保護規制計画及び関連事項

ア 特別地域

特別地域の区域を、次のとおり変更する。

(表4：特別地域変更表)

都道府 県名	変更後		変更前	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
岩手県	八幡平市内 国有林岩手北部森林管理署 485 林班、 1552 林班、1554 林班、1557 林班、1558 林班及び 1560 林班の全部並びに 1 林班、 7 林班、10 林班、12 林班、484 林班、1492 林班、1496 林班、1527 林班、1551 林班、 1553 林班、1555 林班、1556 林班、1559 林 班及び 1561 林班から 1566 林班までの各一 部		(※昭和 31 年 7 月 10 日厚生省告示第 180 号 により公園区域指定。同日厚生省告示第 181 号により特別地域指定。岩手県側以下同じ。)  岩手県二戸郡田山村及び荒沢村地内  岩手県岩手郡雫石町、松尾村、田頭村及び滝 沢村地内	
	八幡平市 松尾寄木第 1 地割及び番外地の各一部	6,462		—
	八幡平市内 夜沼、石ガタ沼、石沼及び御護沼の全部並 びに番外地の湖沼の一部	国 6,449 公 12 私 0.4	国 — 公 — 私 —	

都道府 県名	変更後		変更前	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
	滝沢市内			
	国有林盛岡森林管理署 93 林班の全部 及び 91 林班の一部	633		—
		国 631		国 —
		公 0		公 —
	滝沢市			
	岩手山、大石渡及び番外地の各一部	私 2		私 —

都道府 県名	変更後		変更前	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
	岩手郡雫石町内 国有林盛岡森林管理署 698 林班、756 林班から 780 林班まで及び 792 林班の全部並びに 699 林班から 701 林班まで、704 林班、705 林班、709 林班、710 林班、718 林班及び 781 林班から 784 林班までの各一部			
	岩手郡雫石町 橋場字龍川山、長山字北ノ又沢、長山字中ノ又沢、西根字南ノ又沢、西根字金堀沢及び西根字大石沢の全部並びに長山字小松倉、西根字南白沢及び番外地の各一部			
	岩手郡雫石町内 ヒヤ瀉の全部	10,879 国 10,577 公 29 私 273		— 国 — 公 — 私 —
小計	17,974 国 17,657 公 42 私 275		— 国 — 公 — 私 —	

都道府 県名	変更後		変更前	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
秋田県	鹿角市内 国有林米代東部森林管理署 3131 林班、 3132 林班、3134 林班、3140 林班及び 3141 林班の全部並びに 3127 林班から 3130 林 班まで、3133 林班及び 3135 林班から 3139 林班までの各一部		(※昭和 31 年 7 月 10 日厚生省告示第 180 号 により公園区域指定。同日厚生省告示第 181 号により特別地域指定。秋田県側以下同じ。)	
	鹿角市 八幡平字大沼の全部	2,299	秋田県鹿角郡八幡平村地内	—
		国 2,292	秋田県仙北郡生保内町及び田沢村地内	国 —
	鹿角市内 大沼及び長沼の全部	公 7 私 0		公 — 私 —

都道府 県名	変更後		変更前	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
	仙北市内 国有林秋田森林管理署 3013 林班から 3023 林班まで、3030 林班、3031 林班、 3035 林班、3036 林班、3050 林班及び 3051 林班の全部並びに 3033 林班、3034 林班、 3039 林班、3040 林班、3046 林班、3048 林班、3049 林班及び 3052 林班の各一部  仙北市 田沢湖玉川 字渡黒沢、字柳沢、字柳沢西及び字柳沢 東の全部並びに番外地の一部  田沢湖田沢 字女夫石沢の全部及び番外地の一部  田沢湖生保内 字黒湯沢の全部及び字駒ヶ岳の一部	           20,201 国 19,557 公 636 私 8		           ー 国 ー 公 ー 私 ー
	小計	22,500 国 21,849 公 643 私 8		ー 国 ー 公 ー 私 ー

都道府 県名	変更後		変更前	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
			変更部分面積合計	- 国 - 公 - 私 -
			変更前特別地域面積	40,491 国 38,889 公 500 私 1,102
			変更後特別地域面積	40,474 国 39,506 公 685 私 283

※変更前後で面積が異なるが、これは、再計測の上、適切な値を示したためであり、実際の公園区域は変更ない。

※小数点以下の端数処理による合算のため、総括表の面積と一部異なる部分がある。

(ア) 第2種特別地域

第2種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表5：第2種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)								
1	拡張	第3種特別地域からの振替	網張	岩手県岩手郡雫石町 長山字小松倉の一部	<p>岩手山の南西に位置する網張温泉地区で、周辺はブナを主とした森林である。当該地は風致を維持しつつビジターセンターや園地など利用拠点が整備されている。</p> <p>当該地は、利用上も重要な地域であり、適正な利用と風致の維持を図る必要性のある地区であることから、第2種特別地域とする。</p>	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>0</td> </tr> </table>		3	国	3	公	0.1	私	0
	3													
国	3													
公	0.1													
私	0													
2	拡張	第3種特別地域からの振替	後生掛	秋田県鹿角市 八幡平字大沼の一部	<p>大沼に隣接する森林でブナとオオシラビソの針広混交林を呈している。隣接する大沼は主要な展望及び自然探勝地であり、当該地には風致を維持しつつ野営場やビジターセンターなど利用拠点が整備されている。</p> <p>当該地は、観賞対象として利用上も重要な地域であり、適正な利用と風致の維持を図る必要性のある地区であることから、第2種特別地域とする。</p>	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>0</td> </tr> </table>		13	国	13	公	0	私	0
	13													
国	13													
公	0													
私	0													
変更部分面積計						<table border="1"> <tr> <td></td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>0</td> </tr> </table>		16	国	16	公	0.1	私	0
	16													
国	16													
公	0.1													
私	0													

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
					変更前 第2種特別地域面積	14,519 国 — 公 — 私 —
					変更後 第2種特別地域面積	14,477 国 14,342 公 127 私 8

※平成12年10月19日付け十和田八幡平国立公園（八幡平地域）公園計画書の面積は誤謬であり不正確である。再計測の上適切な値を示したものの。

※一部面積は、1ha未満の小面積の公有地があることを示すため例外的に少数点以下第1位まで記載。

※小数点以下の端数処理による合算のため、総括表の面積と一部異なる部分がある。

(イ) 第3種特別地域

第3種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表6：第3種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)						
1	削除	第2種特別地域へ振替	網張	岩手県岩手郡雫石町 長山字小松倉の一部	<p>岩手山の南西に位置する網張温泉地区で、周辺はブナを主とした森林である。当該地は風致を維持しつつビジターセンターや園地など利用拠点が整備されている。</p> <p>当該地は、利用上も重要な地域であり、適正な利用と風致の維持を図る必要性のある地区であることから、第2種特別地域へ振り替える。</p>	<p style="text-align: right;">△3</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">国</td> <td style="text-align: right;">△3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">公</td> <td style="text-align: right;">△0.1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">私</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> </table>	国	△3	公	△0.1	私	0
国	△3											
公	△0.1											
私	0											
2	削除	第2種特別地域へ振替	後生掛	秋田県鹿角市 八幡平字大沼の一部	<p>大沼に隣接する森林でブナとオオシラビソの針広混交林を呈している。隣接する大沼は主要な展望及び自然探勝地であり、当該地には風致を維持しつつ野営場やビジターセンターなど利用拠点が整備されている。</p> <p>当該地は、観賞対象として利用上も重要な地域であり、適正な利用と風致の維持を図る必要性のある地区であることから、第2種特別地域へ振り替える。</p>	<p style="text-align: right;">△13</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">国</td> <td style="text-align: right;">△13</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">公</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">私</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> </table>	国	△13	公	0	私	0
国	△13											
公	0											
私	0											
変更部分面積計						<p style="text-align: right;">△16</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">国</td> <td style="text-align: right;">△16</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">公</td> <td style="text-align: right;">△0.1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">私</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> </table>	国	△16	公	△0.1	私	0
国	△16											
公	△0.1											
私	0											

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
					変更前 第3種特別地域面積	17,833 国 — 公 — 私 —
					変更後 第3種特別地域面積	17,797 国 16,969 公 554 私 274

※平成12年10月19日付け十和田八幡平国立公園（八幡平地域）公園計画書の面積は誤謬であり不正確である。再計測の上適切な値を示したものの。

※一部面積は、1ha未満の小面積の公有地があることを示すため例外的に少数点以下第1位まで記載。

※小数点以下の端数処理による合算のため、総括表の面積と一部異なる部分がある。

イ 面積内訳

地域地区別土地所有別及び市町村別面積は次のとおりとなる。

(表 7 : 地域地区別土地所有面積総括表)

(単位 : 面積 ha、比率%)

地域区分	特別地域												普通地域 (陸域)			合計 (陸域)			海域公 園地区	普通地 域 (海 域)	合計 (海域)	
	特別保護地区			第 1 種特別地域			第 2 種特別地域			第 3 種特別地域			国	公	私	国	公	私				
土地所有別	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私							国	公	私	国
岩 手 県	土地所有別面積	1,883 .18	0.60	1.29	1,739 .13	3.10	0	7,073 .56	10.46	1.38	6,961 .38	27.58	272.6 4	-	-	-	17,657 .25	41.74	275.31	-	-	-
	地種区分別面積 (比率)	1,885.07 (10.5)			1,742.23 (9.7)			7,085.40 (39.4)			7,261.60 (40.3)									-	-	-
	地域地区別面積 (比率)	1,885.07 (10.5)			16,089.23 (89.5)												-	-	-			
	地域別面積 (比率)	17,974.30 (44.4)												-			17,974.30 (44.4)			-	-	-
秋 田 県	土地所有別面積	1,111 .88	0	0.01	3,460 .98	0	0	7,268 .80	116.0 5	6.96	10,007 .74	526.8 2	0.71	-	-	-	21,849 .40	642.87	7.68	-	-	-
	地種区分別面積 (比率)	1,111.89 (4.9)			3,460.98 (15.4)			7,391.81 (32.9)			10,535.27 (46.8)									-	-	-
	地域地区別面積 (比率)	1,111.89 (4.9)			21,388.06 (95.1)												-	-	-			
	地域別面積 (比率)	22,499.95 (55.6)												-			22,499.95 (55.6)			-	-	-
合 計	土地所有別面積	2,995 .06	0.60	1.30	5,200 .11	3.10	0	14,342 .36	126.5 1	8.34	16,969 .12	554.4 0	273.3 5	-	-	-	39,506 .65	684.61	282.99	-	-	-
	地種区分別面積 (比率)	2,996.96 (7.4)			5,203.21 (12.8)			14,477.21 (35.8)			17,796.87 (44.0)									-	-	-
	地域地区別面積 (比率)	2,996.96 (7.4)			37,477.29 (92.6)												-	-	-			
	地域別面積 (比率)	40,474.25 (100.0)												-			40,474.25 (100.0)			-	-	-
合計 (陸域・海域)																		40,474				

※変更前後で面積が異なるが、これは、再計測の上、適切な値を示したためであり、実際の公園区域は変更ない。

※市町村別や土地所有別等の区分方法により土地がha未満で分割されるため各面積が個別の区域ごとに整理した面積と一部異なることがある。総括表は、より正確な合計値の算定のため例外的に小数点以下第2位まで示したものの。

(表8：地域地区別市町村別面積総括表)

(単位：ha)

地域地区		変 更 前									変 更 後									増 減			
		特別地域					普通地域(陸域)	合計(陸域)(A)	海城公園地区	普通地域(海城)	合計(海城)(A')	特別地域					普通地域(陸域)	合計(陸域)(B)	海城公園地区	普通地域(海城)	合計(海城)(B')	陸域(B-A)	海城(B'-A')
		特保	第一種	第二種	第三種	小計						特保	第一種	第二種	第三種	小計							
岩手県	八幡平市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,549.36	693.89	3,841.93	376.56	6,461.74	-	6,461.74	-	-	-	-	-	
	滝沢市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	112.45	0	520.84	0	633.29	-	633.29	-	-	-	-	-	
	岩手郡 雫石町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	223.26	1,048.34	2,722.63	6,885.04	10,879.27	-	10,879.27	-	-	-	-	-	
小 計		1,960	1,806	6,895	7,354	18,015	-	18,015	-	-	-	1,885.07	1,742.23	7,085.40	7,261.60	17,974.30	-	17,974.30	-	-	-	-	
秋田県	鹿角市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	208.25	132.71	1,212.35	746.00	2,299.31	-	2,299.31	-	-	-	-	-	
	仙北市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	903.64	3,328.27	6,179.46	9,789.27	20,200.64	-	20,200.64	-	-	-	-	-	
小 計		1,113	3,260	7,624	10,479	22,476	-	22,476	-	-	-	1,111.89	3,460.98	7,391.81	10,535.27	22,499.95	-	22,499.95	-	-	-	-	
合 計		3,073	5,066	14,519	17,833	40,491	-	40,491	-	-	-	2,996.96	5,203.21	14,477.21	17,796.87	40,474.25	-	40,474.25	-	-	-	-	

※変更前後で面積が異なるが、これは、再計測の上、適切な値を示したためであり、実際の公園区域は変更ない。

※市町村別や土地所有別等の区分方法により土地がha未満で分割されるため各面積が個別の区域ごとに整理した面積と一部異なることがある。総括表は、より正確な合計値の算定のため例外的に小数点以下第2位まで示したものを。

#### 4 事業計画の変更内容

##### (1) 施設計画

##### ア 利用施設計画

(※番号は、今回すべての利用施設の順番を「国立公園の公園計画の作成要領」に基づき整理を行う(旧計画の番号は新計画では使用しない。))

##### (ア) 集団施設地区

玉川温泉集団施設地区を、次のとおり変更(区域確定)する。

(表9：集団施設地区表)

番号	名称	区域	計画目標	整備計画 区・基盤施設	整備方針	面積 (ha)
旧 3 ↓ 新 3	玉川温泉	秋田県仙北市 内  国有林秋田 森林管理署 3013 林班及 び3014 林班 の各一部  秋田県仙北市 田沢湖玉川 字渋黒沢及 び字柳沢東 の全部	本地区は、焼山西麓に位置する玉川温泉を中心とした地区である。一帯は、ブナ、ミズナラ、キタゴヨウマツ等の針広混交林が広がるとともに玉川温泉の噴湯や噴気、地熱地帯など火山現象も見られるなど素晴らしい風致を呈している。  本地区は、玉川温泉における湯治をはじめ焼山への登山や周辺の自然探勝など、八幡平・焼山地域の利用拠点として位置づけられる。  湯治、宿泊などの保健・休養及	玉川温泉 整備計画 区	玉川温泉とその西側の新玉川温泉に、温泉をいかした宿舎、駐車場等を整備する。  大噴や噴気地帯、地熱地帯などの火山現象が見られる地域は自然探勝のための園地や公衆便所を整備する。  玉川温泉と新玉川温泉の間地点には、自然解説施設として博物展示施設を整備する。  地区内の連絡を保つために車道、駐車場を整備するとともに、豊かな自然を探勝するための歩道を整備する。  また、上水や温泉引湯等の給水施設を整備する。  施設の整備に当たっては、ユニバーサルデザインを積極的に導入し、周囲の風致景観との調和に	67.8

番号	名称	区域	計画目標	整備計画 区・基盤施設	整備方針	面積 (ha)	
			び自然探勝などの自然とのふれあい活動の拠点として整備を進める。 なお、整備に当たっては、これらの良好な自然環境の保全とともに、湯治場としてのひなびた雰囲気を持するよう留意する。		配慮するとともに、多雪及び寒冷地対策を行う。		
				面積計	国	私	
					58.7	8.4	0.7
					67.8		

田沢湖高原集団施設地区を、次のとおり変更（名称変更及び区域変更）する。

（表 10：集団施設地区表）

番号	名称	区域	計画目標	整備計画 区・基盤施設	整備方針	面積 (ha)
旧 4 ↓ 新 4	乳頭温泉郷 (田沢湖高原から名称変更)	秋田県仙北市 田沢湖生保内字駒ヶ岳の一部	本地区は、乳頭山（烏帽子岳）西麓に位置し、乳頭温泉郷と呼ばれる温泉群の一角を成している。一帯は、ブナ、ミズナラ等の落葉広葉樹林が広がり、新緑や紅葉の時期は特に素晴らしい風致を呈している。 本地区は、乳頭山や秋田駒ヶ岳	乳頭温泉郷整備計画区	地区の入口に当たる西部のブナ林内に、多目的利用に対応できる野営場を整備する。地区中央から東部にかけては、園地、宿舎、公衆浴場、休憩所、駐車場等を整備する。なお、これらの施設に供給する上水の給水施設を整備する。 地区内の連絡のための車道を整備するとともに、自然探勝のための歩道を整備する。 施設の整備に当たっては、ユニバーサルデザイ	27.2

番号	名称	区域	計画目標	整備計画 区・基盤施設	整備方針	面積 (ha)
			への登山、乳頭温泉郷の自然探勝等、八幡平南部地域の利用拠点として位置づけられる。 湯治、宿泊などの保健・休養、自然探勝及びキャンプなどの自然とのふれあい活動の拠点として整備を進める。 なお、整備に当たっては、これらの良好な自然環境の保全とともに、湯治場としてのひなびた雰囲気を持するよう留意する。		ンを積極的に導入し、周囲の風致景観との調和に配慮するとともに、多雪及び寒冷地対策を行う。	
				面積計	国	私
					0	27.2
					27.2	

岩手山麓集団施設地区を、次のとおり変更（名称変更及び区域変更）する。

（表 11：集団施設地区表）

番号	名称	区域	計画目標	整備計画 区・基盤施設	整備方針	面積 (ha)
旧 7 ↓ 新	網張 （岩手山麓 から名称変 更）	岩手県岩手郡 雫石町内  国有林盛岡	本地区は、岩手山に連なる犬倉山の南斜面に位置する。 当該地の網張温泉は歴史があり、古くから温泉保養の場として	網張整備 計画区	地区東部のブナ林内に、多目的利用に対応できる野営場を整備する。地区中央にかけては、園地、宿舎、駐車場、公衆便所等を整備する。なお、これらの施設に供給する上水の給水施設を整備す	52.7

番号	名称	区域	計画目標	整備計画 区・基盤施設	整備方針	面積 (ha)			
1		森林管理署 782 林班及び 783 林班の各 一部  岩手県岩手郡 雫石町 長山字小松 倉の一部	利用されている。また、岩手山等 への登山基地としての利用拠点 にもなっている。 湯治、宿泊などの保健・休養、 自然探勝及びキャンプなどの自 然とのふれあい活動の拠点とし て整備を進める。		る。 地区内の連絡のための車道を整備するととも に、自然探勝のための歩道を整備する。 施設の整備に当たっては、ユニバーサルデザイ ンを積極的に導入し、周囲の風致景観との調和に 配慮するとともに、多雪及び寒冷地対策を行う。				
						面積計	国	公	私
							13.8	23.7	15.2
						52.7			

次の集団施設地区を削除する。

(表 12：集団施設地区削除表)

番号	名称	位置	告示年月日	理由
1	蒸ノ湯	秋田県鹿角郡八幡平村地内	昭和 31 年 7 月 10 日	利用及び管理のための総合的な施設の整備は不要であることから、必要な各単独施設へ振り替えるため。
5	藤七温泉	岩手県岩手郡松尾村地内	昭和 31 年 7 月 10 日	利用及び管理のための総合的な施設の整備は不要であることから、必要な各単独施設へ振り替えるため。
6	松川温泉	岩手県岩手郡松尾村地内	昭和 31 年 7 月 10 日	利用及び管理のための総合的な施設の整備は不要であることから、必要な各単独施設へ振り替えるため。

(イ) 単独施設

次の単独施設を追加する。

(表 13 : 単独施設表)

番号	種類	位置	整備方針
1	園地	岩手県八幡平市及び秋田県仙北市 (八幡平)	八幡平周辺の火山・森林景観の観賞、自然観察を行うための園地として整備する。
2	展望施設	岩手県八幡平市 (八幡平頂上)	八幡平頂上からの展望のための施設として整備する。
3	避難小屋	岩手県八幡平市 (八幡沼)	八幡平周辺の公園利用者が悪天候や夜間等の際に一時難を逃れるための避難小屋として整備する。
5	給水施設	岩手県八幡平市 (源太清水)	八幡平周辺の公園利用者に飲料水等を供給するための給水施設として整備する。
7	園地	岩手県八幡平市 (蓬莱峡)	蓬莱峡の岩石・森林景観の観賞、自然観察を行うための園地として整備する。
8	宿舎	岩手県八幡平市 (藤七温泉)	八幡平周辺の滞在拠点となる宿舎として整備する。
9	避難小屋	岩手県八幡平市 (大深岳)	八幡平から岩手山及び秋田駒ヶ岳方面に向かう縦走路において公園利用者が悪天候や夜間等の際に一時難を逃れるための避難小屋として整備する。
10	宿舎	岩手県八幡平市 (松川温泉)	松川温泉利用者及び周辺への登山者の滞在拠点となる宿舎として整備する。
11	野営場	岩手県八幡平市 (松川)	松川における野営を行う施設として整備する。
12	駐車場	岩手県八幡平市 (松川)	松川における利用者の乗用車及びバス等の駐車場として整備する。
13	給水施設	岩手県八幡平市 (松川)	松川周辺の公園利用者に飲料水等を供給するための給水施設として整備する。
14	避難小屋	岩手県八幡平市 (平笠不動)	岩手山における悪天候や夜間等の際に一時難を逃れるための避難小屋として整備する。
15	避難小屋	岩手山八幡平市及び滝沢市 (不動平)	岩手山における悪天候や夜間等の際に一時難を逃れるための避難小屋として整備する。
16	避難小屋	岩手県滝沢市 (岩手山八合目)	岩手山における悪天候や夜間等の際に一時難を逃れるための避難小屋として整備する。

番号	種類	位置	整備方針
28	宿舎	秋田県鹿角市及び仙北市（蒸ノ湯）	蒸ノ湯及び八幡平周辺の滞在拠点となる宿舎として整備する。
29	休憩所	秋田県鹿角市（蒸ノ湯）	蒸ノ湯及び八幡平周辺利用者の休憩のための施設として整備する。
30	避難小屋	秋田県鹿角市（焼山）	焼山における悪天候や夜間等の際に一時難を逃れるための避難小屋として整備する。
31	避難小屋	秋田県仙北市（八瀬森）	八幡平から秋田駒ヶ岳方面への縦走路における悪天候や夜間等の際に一時難を逃れるための避難小屋として整備する。
32	避難小屋	秋田県仙北市（大白森）	八幡平から秋田駒ヶ岳方面への縦走路における悪天候や夜間等の際に一時難を逃れるための避難小屋として整備する。
33	避難小屋	秋田県仙北市（田代平）	八幡平から秋田駒ヶ岳方面への縦走路における悪天候や夜間等の際に一時難を逃れるための避難小屋として整備する。
34	宿舎	秋田県仙北市（乳頭温泉）	乳頭山麓の鶴の湯、黒湯、孫六、蟹場、大釜、妙乃湯の6つの温泉群の湯治のほか、乳頭山及び秋田駒ヶ岳周辺の滞在拠点となる宿舎として整備する。
36	避難小屋	秋田県仙北市（阿弥陀池）	秋田駒ヶ岳における悪天候や夜間等の際に一時難を逃れるための避難小屋として整備する。

※番号は、「国立公園の公園計画の作成要領」に基づき新しい計画で順番を整理し、新たな番号を付したもの（旧計画の番号は新計画では使用しない）。

次の単独施設を削除する。

(表 14：単独施設削除表)

番号	種類	位置	告示年月日	理由
2	園地	秋田県鹿角郡八幡平村（国有林熊沢経営区9林班内八幡平六合目）	昭和31年7月10日	必要性が無く、整備の見込みも無いため。
3	園地	秋田県鹿角郡八幡平村（八幡平頂上）	昭和31年7月10日	八幡平の隣接する他の園地と統合して新たな園地とするため。
4	宿舎	秋田県鹿角郡八幡平村（焼山頂上）	昭和31年7月10日	避難小屋に変更するため。
5	園地	秋田県仙北郡田沢村（五十曲、国立公園入口）	昭和31年7月10日	必要性が無く、整備の見込みも無いため。
6	園地	秋田県仙北郡田沢村（畚岳）	昭和31年7月10日	必要性が無く、整備の見込みも無いため。
7	宿舎	秋田県仙北郡田沢村（八瀬森）	昭和31年7月10日	避難小屋に変更するため。
8	宿舎	秋田県仙北郡田沢村（大白森）	昭和31年7月10日	避難小屋に変更するため。
9	宿舎	秋田県仙北郡田沢村（田代平）	昭和31年7月10日	避難小屋に変更するため。
10	園地	秋田県仙北郡田沢村（乳頭山頂上）	昭和31年7月10日	必要性が無く、整備の見込みも無いため。
11	園地	秋田県仙北郡生保内町（舟小屋、国立公園入口）	昭和31年7月10日	必要性が無く、整備の見込みも無いため。
12	宿舎	秋田県仙北郡生保内町（駒ヶ岳頂上）	昭和31年7月10日	避難小屋に変更するため。

番号	種類	位置	告示年月日	理由
13	園地	秋田県仙北郡生保内町（白滝）	昭和31年7月10日	必要性が無く、整備の見込みも無いため。
14	宿舎	岩手県二戸郡田山村（八幡平）	昭和31年7月10日	必要性が無く、整備の見込みも無いため。
15	園地	岩手県二戸郡田山村（八幡沼）	昭和31年7月10日	八幡平の隣接する他の園地と統合して新たな園地とするため。
16	宿舎	岩手県二戸郡田山村（八幡沼）	昭和31年7月10日	避難小屋に変更するため。
17	園地	岩手県二戸郡田山村（源太森）	昭和31年7月10日	必要性が無く、整備の見込みも無いため。
18	園地	岩手県二戸郡荒沢村（安比温泉）	昭和31年7月10日	必要性が無く、整備の見込みも無いため。
19	宿舎	岩手県二戸郡荒沢村（安比温泉）	昭和31年7月10日	必要性が無く、整備の見込みも無いため。
20	園地	岩手県岩手郡松尾村（茶臼岳）	昭和31年7月10日	必要性が無く、整備の見込みも無いため。
22	園地	岩手県岩手郡松尾村（見返峠）	昭和31年7月10日	八幡平の隣接する他の園地と統合して新たな園地とするため。
23	宿舎	岩手県岩手郡松尾村（諸檜岳）	昭和31年7月10日	必要性が無く、整備の見込みも無いため。
24	園地	岩手県岩手郡松尾村（大深岳）	昭和31年7月10日	必要性が無く、整備の見込みも無いため。
25	宿舎	岩手県岩手郡松尾村（大深岳）	昭和31年7月10日	避難小屋に変更するため。

番号	種類	位置	告示年月日	理由
26	園地	岩手県岩手郡松尾村（犬倉山）	昭和31年7月10日	必要性が無く、整備の見込みも無いため。
27	宿舎	岩手県岩手郡松尾村（犬倉山）	昭和31年7月10日	必要性が無く、整備の見込みも無いため。
28	園地	岩手県岩手郡松尾村（黒倉山）	昭和31年7月10日	必要性が無く、整備の見込みも無いため。
29	宿舎	岩手県岩手郡松尾村（屏風岳）	昭和31年7月10日	必要性が無く、整備の見込みも無いため。
30	園地	岩手県岩手郡滝沢村（岩手山頂上）	昭和31年7月10日	必要性が無く、整備の見込みも無いため。
31	園地	岩手県岩手郡滝沢村（岩手山）	昭和31年7月10日	必要性が無く、整備の見込みも無いため。
32	宿舎	岩手県岩手郡滝沢村（岩手山）	昭和31年7月10日	必要性が無く、整備の見込みも無いため。
33	園地	岩手県岩手郡滝沢村（御成清水）	昭和31年7月10日	必要性が無く、整備の見込みも無いため。
34	園地	岩手県岩手郡滝沢村（改所）	昭和31年7月10日	必要性が無く、整備の見込みも無いため。
38	園地	岩手県岩手郡雫石町（玄武洞）	昭和31年7月10日	必要性が無く、整備の見込みも無いため。
41	宿舎	秋田県鹿角郡八幡平村（大沼）	昭和36年12月11日	当該地は集団施設地区と重複しており、整理するため。

(ウ) 道路

a 車道

次の車道を追加する。

(表 15 : 道路 (車道) 表)

番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針
1	網張温泉線	起点－岩手県岩手郡雫石町 (長山・国立公園境界) 終点－岩手県岩手郡雫石町 (網張温泉施設地区)		網張温泉のある網張温泉施設地区に至る車道として整備する。

※番号は、「国立公園の公園計画の作成要領」に基づき新しい計画で順番を整理し、新たな番号を付したもの (旧計画の番号は新計画では使用しない)。

次の車道を削除する。

(表 16 : 道路 (車道) 削除表)

番号	路線名	区間	主要 経過地	告示年月日	理由
3	車道 (路線名なし)	起点－岩手県岩手郡松尾村 (藤七温泉) 終点－岩手県岩手郡雫石町 (三ツ石山鞍部)	諸檜岳、大深 岳、三ツ石山	昭和 42 年 10 月 2 日	当該路線は利用上不要であり、公園利用のための整備の見込みも無いことから削除する。
5	車道 (路線名なし)	起点－秋田県仙北郡生保内町大字生保内字駒ヶ岳 (車道生保内網張温泉線 分岐点) 終点－秋田県仙北郡田沢村国有林玉川経営区 24 林班 (蟹場温泉)	鶴ノ湯温泉	昭和 31 年 7 月 10 日	当該路線は利用上不要であり、公園利用のための整備の見込みも無いことから削除する。
6	網張松川温泉線道 路 (車道)	起点－岩手県岩手郡松尾村 (松川・国立公園境界) 終点－岩手県岩手郡雫石町 (網張温泉施設地区)		昭和 40 年 10 月 23 日	当該路線は、公園利用のための整備の見込みが立っていないことから削除する。

次の車道を次のとおり変更する。

(表 17 : 道路 (車道) 表)

現行					新規					理由
番号	路線名	区間	主要 経過地	告示日	番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針	
1	玉川温泉線	起点－秋田県鹿角郡八幡平村 (国立公園境界) 終点－秋田県仙北郡田沢湖町 (国立公園境界)	玉川温泉	昭和 38 年 10 月 10 日	3	玉川温泉線	起点－秋田県鹿角市 (中ノ沢・国立公園境界) 終点－秋田県仙北市 (渋黒川・石黒沢合流 点・国立公園境界) 終点－秋田県仙北市 (玉川温泉施設地区)	大場谷地、 玉川温泉	八幡平への主 要拠点がある鹿 角市から玉川温 泉を經由し秋田 駒ヶ岳のある仙 北市に至る到達 車道及び相互の 連絡車道として 整備する。	玉川温泉施設 地区内の車道 (旧玉川温泉道 路 (車道)) を統 合し、支線とし たこと、並びに 本線の起点・終 点の明確化を 図ったもの。

2	後生掛八幡平線及び蒸ノ湯温泉(※1計画が2事業として名称がついていたもの)	起点-秋田県鹿角郡八幡平村(国有林花輪事業区30林班)(国立公園境界) 終点-岩手県岩手郡松尾村(国有林岩手事業区496林班)(国立公園境界) 終点-岩手県岩手郡松尾村(国有林岩手事業区564林班)(藤七温泉)		昭和40年8月30日	2	八幡平線	起点-秋田県鹿角市(治助崎山・国立公園境界) 終点-岩手県八幡平市(茶臼岳登山口下・国立公園境界) 終点-岩手県八幡平市(藤七温泉南・国立公園境界)  起点-岩手県八幡平市(松川温泉・国立公園境界) 終点-岩手県八幡平市(松川温泉・国立公園境界)	後生掛温泉、見返峠、藤七温泉、松川温泉	八幡平への到達車道として整備する。	1つの連続した車道計画が2つの路線名称として取り扱われてきたこと、計画路線が現況と合っていないこと、一部区間が計画に位置づけられていなかったこと等を踏まえ、路線を追加し整理を行ったもの。
4	生保内網張線	起点-秋田県仙北郡生保内町大字生保内字駒ヶ岳(国立公園境界) 終点-岩手県岩手郡雫石町(網張温泉)	蟹場温泉、滝ノ上温泉、青倉温泉	昭和31年7月10日	4	乳頭温泉郷線	起点-秋田県仙北市(水上沢・国立公園境界) 終点-秋田県仙北市(蟹場温泉)		乳頭温泉郷への到達車道として整備する。	雫石町側に至る路線は不要となり、整備予定も無いことから、一部区間を削除し路線の整理を行ったもの。
7	車道(路線名無し)	起点-秋田県仙北郡田沢湖町(国立公園境界) 終点-秋田県仙北郡田沢湖町(駒ヶ岳八合目)		昭和41年11月7日	5	田沢湖高原秋田駒ヶ岳線	起点-秋田県仙北市(水上沢上流・国立公園境界) 終点-秋田県仙北市(秋田駒ヶ岳八合目)		秋田駒ヶ岳八合目への到達車道として整備する。	起点・終点の明確化・名称変更を行ったもの。

※変更後の番号は、「国立公園の公園計画の作成要領」に基づき新しい計画で順番を整理し、新たな番号を付したもの(旧計画の番号は新計画では使用しない)。

b 歩道

次の歩道を追加する。

(表18: 道路(歩道)表)

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針
10	焼走り線	起点-岩手県八幡平市(焼走り・国立公園境界) 終点-岩手県八幡平市(焼走り・国立公園境界)		焼走り溶岩流を観察するための探勝歩道として整備する。

※番号は、「国立公園の公園計画の作成要領」に基づき新しい計画で順番を整理し、新たな番号を付したもの(旧計画の番号は新計画では使用しない)。

次の歩道を削除する。

(表19: 道路(歩道)削除表)

番号	路線名	区間	主要 経過地	告示年月日	理由
6	八幡平沼利線	起点－岩手県岩手郡松尾村（八幡平頂上） 終点－岩手県岩手郡松尾村沼利（国立公園境界）	見返峠、藤七温泉	昭和31年7月10日	必要性が無く、整備の見込みも無いため。
14	御釜御苗代周回線	起点－岩手県岩手郡松尾村（八ツ眼・歩道分岐点） 終点－岩手県岩手郡松尾村（八ツ眼・歩道合流点） 終点－岩手県岩手郡松尾村（平笠不動小屋・歩道合流点）		平成12年10月19日	歩道が不明瞭であり、一般の公園利用を想定しておらず、維持管理の見込みも無いため。
15	歩道（路線名無し）	起点－岩手県岩手郡松尾村（御不動小屋） 終点－岩手県岩手郡松尾村（大地獄）		昭和31年7月10日	必要性が無く、整備の見込みも無いため。
16	歩道（路線名無し）	起点－岩手県岩手郡滝沢村（岩手山） 終点－岩手県岩手郡雫石町国有林雫石経営区184林班（歩道網張温泉岩手山線分岐点）		昭和31年7月10日	必要性が無く、整備の見込みが無いため。
18	歩道（路線名無し）	起点－岩手県岩手郡雫石町（網張温泉） 終点－岩手県岩手郡雫石町（玄武洞）		昭和31年7月10日	必要性が無く、整備の見込みも無いため。
21	歩道（路線名無し）	起点－岩手県岩手郡雫石町（滝ノ上温泉） 終点－岩手県岩手郡雫石町国有林雫石経営区172林班（大深岳乳頭山線分岐点）	大白森（南部大白森）	昭和31年7月10日	必要性が無く、整備の見込みも無いため。
25	歩道（路線名無し）	起点－岩手県岩手郡雫石町（国見温泉） 終点－岩手県岩手郡雫石町（ヒヤ湯）	国見峠	昭和42年3月29日	一般の公園利用を想定しておらず、維持管理の見込みも無いため。
26	歩道（路線名無し）	起点－岩手県岩手郡雫石町（国見温泉） 終点－岩手県岩手郡雫石町大字橋場（国立公園境界）		昭和31年7月10日	一般の公園利用を想定しておらず、維持管理の見込みも無いため。
29	後生掛又口小屋線 及び後生掛温泉線 （※1計画が2事業として名称がついていたもの）	起点－秋田県鹿角郡八幡平村（後生掛） 終点－秋田県仙北郡田沢湖町（曲崎山）		昭和37年4月9日	利用が無く廃道化しており、維持管理の見込みも無いため。後生掛温泉から大湯沼の現在執行されている部分（後生掛温泉線道路（歩道））は、後生掛泥火山周回線と重複しているため振り替えて計画を一本化する。
30	歩道（路線名無し）	起点－秋田県仙北郡田沢湖町（玉川温泉） 終点－秋田県仙北郡田沢湖町（国立公園境界）	五十曲	昭和38年10月10日	必要性が無く、整備の見込みも無いため。
34	七滝岩手山線	起点－岩手県岩手郡松尾村（七滝・国立公園境界） 終点－岩手県岩手郡松尾村（左保沢・歩道合流点）		平成12年10月19日	整備及び維持管理の見込みが無いため。
35	後生掛大場谷地線	起点－秋田県鹿角市（後生掛集団施設地区） 終点－秋田県鹿角市（ベコ谷地・国立公園境界） 起点－秋田県鹿角市（馬三郎沢上流・国立公園境界） 終点－秋田県鹿角市（トキワ沢上流・国立公園境界） 起点－秋田県鹿角市（トキワ沢上流・国立公園境界） 終点－秋田県鹿角市（谷地沢上流・国立公園境界） 起点－秋田県鹿角市（谷地沢上流・国立公園境界） 終点－秋田県鹿角市（大場谷地）		平成12年10月19日	路線の大部分が廃道化しており、一般の公園利用を想定しておらず、維持管理の見込みも無いため。

番号	路線名	区間	主要 経過地	告示年月日	理由
36	鶴ノ湯小白森線	起点－秋田県仙北郡田沢湖町（鶴ノ湯・歩道分岐点） 終点－秋田県仙北郡田沢湖町（小白森山南・歩道合流点）		平成12年10月19日	整備及び維持管理の見込みが無いため。

次の歩道を次のとおり変更する。

(表 20 : 道路 (歩道) 表)

現行					新規					理由
番号	路線名	区間	主要 経過地	告示日	番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針	
1	上トコロ蒸ノ湯線	起点—秋田県鹿角郡八幡平村 (国立公園境界) 終点—秋田県鹿角郡八幡平村 (蒸ノ湯)		昭和 31 年 7 月 10 日	16	大沼長沼八幡平線	起点—秋田県鹿角市 (後生掛集団施設地区) 終点—岩手県八幡平市 (八幡平頂上) 終点—秋田県鹿角市 (大谷地) 終点—秋田県鹿角市 (蒸ノ湯)	大谷地、長沼	大沼から八幡平に至る登山道として整備する。	上トコロ蒸ノ湯線の現状路線は短く、大沼蒸ノ湯線と一体となった利用であることから路線の整理・統合を行ったもの。
3	大沼蒸ノ湯八幡平線	起点—秋田県鹿角市 (後生掛集団施設地区) 終点—岩手県二戸郡安代町 (八幡平頂上・歩道分岐点)	大谷地、長沼	平成 12 年 10 月 19 日						
2	八幡平登山線	起点—秋田県仙北郡田沢湖町 (後生掛温泉・歩道分岐点) 終点—秋田県仙北郡田沢湖町 (八幡平六合目・歩道合流点) 終点—岩手県岩手郡松尾村	大深温泉、八幡平六合目、八幡平頂上、八幡沼、源太森、黒谷地、茶臼岳	平成 12 年 10 月 19 日	17	蒸ノ湯八幡平線	起点—秋田県鹿角市、仙北市 (蒸ノ湯) 終点—秋田県仙北市 (八幡平) 終点—秋田県仙北市 (草の湯分岐・歩道合流点)		蒸ノ湯から八幡平に至る登山道として整備する。	八幡平山上が目的地であり、園地の園路との重複を避けるため路線の整理・分割を行ったもの。
5	安比温泉黒谷地線	起点—岩手県二戸郡安代町 (安比温泉・国立公園境界) 終点—岩手県岩手郡松尾村 (黒谷地)	安比岳・黒谷地	平成 12 年 10 月 19 日	1	茶臼岳八幡平線	起点—岩手県八幡平市 (茶臼岳登山口) 終点—岩手県八幡平市 (八幡沼) 終点—岩手県八幡平市 (黒谷地口) 終点—岩手県八幡平市 (茶臼岳山頂)	黒谷地湿原、源太森	茶臼岳を経て八幡平に至る登山道として整備する。	八幡平山上が目的地であり、園地の園路との重複を避けるため路線の整理・分割を行ったもの。
4	蒸の湯玉川温泉	始点—秋田県鹿角郡八幡平村 (蒸ノ湯) 終点—秋田県仙北郡田沢湖町 (玉川温泉)	後生掛温泉、焼山	昭和 31 年 7 月 10 日	18	焼山線	起点—秋田県鹿角市 (後生掛温泉) 終点—秋田県仙北市 (玉川温泉) 終点—秋田県鹿角市 (梅森) 終点—秋田県鹿角市、仙北市 (焼山頂上)	毛せん峠、鬼ヶ城、名残峠	後生掛温泉から焼山を經由し玉川温泉に至る登山道として整備する。	起点の位置を現状に合わせ路線の整理を行ったもの。
10	犬倉山大地獄線	起点—岩手県岩手郡雫石町 (歩道藤七網張温泉線・黒倉山・姥倉山分岐点) 終点—岩手県岩手郡松尾村国有林岩手山経営区 253 林班 (大地獄)	黒倉山、姥倉山	昭和 31 年 7 月 10 日	5	網張岩手山線	起点—岩手県岩手郡雫石町 (網張集団施設地区) 終点—岩手県岩手郡雫石町 (不動平・歩道合流点) 終点—岩手県岩手郡雫石町 (鬼ヶ城分岐・歩道合流点)	犬倉山、黒倉山、大地獄谷、鬼ヶ城	網張温泉から裏岩手山の大地獄、鬼ヶ城の二手に分かれて岩手山に至る登山道として整備する。	主要な路線が細かく分割されているため利用実態を考慮し路線の整理・統合を行ったもの。
11	網張温泉岩手山線	起点—岩手県岩手郡雫石町 (網張温泉) 終点—岩手県岩手郡滝沢村国有林姫神経営区 93 林班 (岩手山不動平)	大地獄、八ツ眼	昭和 31 年 7 月 10 日						

現行					新規					理由	
番号	路線名	区間	主要 経過地	告示日	番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針		
7	藤七網張温泉 線	起点一岩手県岩手郡松尾村（藤七温泉） 終点一岩手県岩手郡雫石町（岩手山麓集団 施設地区）	畚岳・諸檜 山・剣岨 森・三ツ石 山・犬倉山	平成 12 年 10 月 19 日							
					6	三ツ石山線	起点一岩手県岩手郡雫石町（犬倉山西・歩 道分岐点） 終点一岩手県岩手郡雫石町・秋田県仙北市 （八瀬森分岐・歩道合流点）	大松倉山、 三ツ石湿 原、三ツ石 山、小畚山	三ツ石山を 経 由し、八幡平、 秋田駒ヶ岳、岩 手山への各縦走 路を繋ぐ登山道 として整備す る。	三ツ石山を中心 とした利用実態を 考慮し、路線の整 理・分割を行った もの。	
19	大深岳乳頭山 線	起点一岩手県岩手郡松尾村国有林岩手経営 区 258 林班（歩道藤七網張温泉線分 岐点） 終点一岩手県岩手郡雫石町国有林雫石経営 区 162 林班（乳頭山頂上）		昭和 31 年 7 月 10 日	2	八幡平秋田駒 ヶ岳縦走線	起点一岩手県八幡平市、秋田県仙北市（畚 岳登山口） 終点一秋田県仙北市（秋田駒ヶ岳八合目、 歩道合流点） 終点一秋田県仙北市（畚岳） 終点一岩手県岩手郡雫石町、秋田県仙北市 （焼森・歩道合流点） 終点一秋田県仙北市（乳頭温泉郷集団施設 地区）	諸檜岳、大 深岳、八瀬 森、曲崎 山、大白 森、小白森 山、田代 平、乳頭山 （烏帽子 岳）、笹森 山、湯森 山、笹森山	八幡平から大 深岳、乳頭山を 経て秋田駒ヶ岳 に至る縦走路を 登山道として整 備する。	八幡平地域を代 表する長距離縦走 路として路線の整 理・統合を行った もの。	
24	乳頭山国見温 泉線 （※一部別欄 にも記載）	起点一岩手県岩手郡雫石町（乳頭山頂上・ 歩道分岐点） 終点一岩手県岩手郡雫石町（国見温泉・歩 道合流点） 終点一秋田県仙北郡田沢湖町（駒ヶ岳歩道 合流点）	笹森山・湯 森山・横 岳・駒池	平成 12 年 10 月 19 日							
31	田沢湖高原駒 ヶ岳線	起点一秋田県仙北郡田沢湖町（田沢湖高原 集団施設地区） 終点一秋田県仙北郡田沢湖町（駒ヶ岳・歩 道合流点） 終点一秋田県仙北郡田沢湖町（駒ヶ岳・歩 道合流点 終点一秋田県仙北郡田沢湖町（焼 森・歩道分岐点） 終点一秋田県仙北郡田沢湖町（湯森 山・歩道合流点）	笹森山	平成 12 年 10 月 19 日	22	秋田駒ヶ岳線	起点一秋田県仙北市（秋田駒ヶ岳八合目・ 歩道分岐点） 終点一秋田県仙北市（秋田駒ヶ岳八合目・ 歩道合流点） 終点一岩手県岩手郡雫石町、秋田県仙北市 （横長根・歩道合流点） 終点一岩手県岩手郡雫石町、秋田県仙北市 （大焼砂・歩道合流点） 終点一秋田県仙北市（男女岳）	阿弥陀池、 横岳、焼 森、男岳、 金十郎長 根、馬場の 小路（ムー ミン谷）	秋田駒ヶ岳八 合目から阿弥陀 池、男女岳、男 岳等の秋田駒ヶ 岳山上部に至る 登山道として整 備する。	秋田駒ヶ岳周辺 の利用実態及び維 持管理を考慮し路 線の整理・統合を 行ったもの。	
27	中生保内駒ヶ 岳線	起点一秋田県仙北郡生保内町（白滝） 終点一秋田県仙北郡生保内町（男岳）		昭和 31 年 7 月 10 日							
24	乳頭山国見温	起点一岩手県岩手郡雫石町（乳頭山頂上・	笹森山・湯	平成 12 年							

現行					新規					理由	
番号	路線名	区間	主要経過地	告示日	番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針		
	泉線 (※一部別欄にも記載)	歩道分岐点) 終点一岩手県岩手郡雫石町(国見温泉・歩道合流点) 終点一秋田県仙北郡田沢湖町(駒ヶ岳歩道合流点)	森山・横岳・駒池	10月19日	15	国見温泉秋田駒ヶ岳線	起点一岩手県岩手郡雫石町(国見温泉) 終点一岩手県岩手郡雫石町、秋田県仙北市(横岳・歩道合流点)	横長根、大焼砂	国見温泉から大焼砂を経由し秋田駒ヶ岳に至る登山道として整備する。	秋田駒ヶ岳周辺の利用実態及び維持管理を考慮し路線の整理・統合を行ったもの。	
					14	千沼ヶ原線	起点一岩手県岩手郡雫石町(千沼ヶ原・国立公園境界) 終点一岩手県岩手郡雫石町、秋田県仙北市(乳頭山南東・歩道合流点) 終点一岩手県岩手郡雫石町、秋田県仙北市(笹森山・歩道合流点)	千沼ヶ原	千沼ヶ原を経由し乳頭山方面に至る登山道として整備する。	千沼ヶ原周辺の利用実態及び維持管理を考慮し路線の整理・分割を行ったもの。	
8	松川温泉大深岳線	起点一岩手県岩手郡松尾村(松川温泉) 終点一岩手県岩手郡松尾村(大深山荘・歩道合流点) 終点一岩手県岩手郡松尾村(大深岳・歩道合流点)	源太ヶ岳	平成12年10月19日	3	松川温泉大深岳線	起点一岩手県八幡平市(松川温泉) 終点一岩手県八幡平市(大深山荘・歩道合流点) 終点一岩手県八幡平市(大深岳・歩道合流点)	源太ヶ岳	松川温泉から二手に分かれて大深岳に至る登山道として整備する。	市町村合併に伴う地名の変更のため。	
9	松川温泉黒倉山線	起点一岩手県岩手郡松尾村(松川温泉) 終点一岩手県岩手郡松尾村(黒倉山)		昭和31年7月10日	7	松川温泉姥倉山線	起点一岩手県八幡平市(松川温泉) 終点一岩手県八幡平市(姥倉山・歩道合流点)	姥倉山	松川温泉から姥倉山を経て裏岩手山方面へ至る登山道として整備する。	終点位置の山の名称を実態に合わせ名称変更したため。	
13	馬返岩手山線	起点一岩手県岩手郡滝沢村大字滝沢字岩手山(馬返・国立公園境界) 終点一岩手県岩手郡滝沢村大字滝沢字岩手山(不動平)		昭和31年7月10日	11	馬返岩手山線	起点一岩手県滝沢市(馬返・国立公園境界) 終点一岩手県八幡平市・滝沢市(岩手山頂上)		馬返から新道・旧道の二手に分かれて岩手山頂上に至る登山道として整備する。	一部区間を旧上坊岩手山線から振り替え路線の整理・統合を行ったもの。	
12	上坊岩手山線	起点一岩手県岩手郡田頭村大字平笠字上坊(国立公園境界) 終点一岩手県岩手郡田頭村(岩手山頂上)		昭和31年7月10日							
					8	上坊岩手山線	起点一岩手県八幡平市(上坊・国立公園境界) 終点一岩手県八幡平市(ツルハシ分れ・歩道合流点)		上坊から岩手山に至る登山道として整備する。	一部区間を主要な登山道である焼走り岩手山線及び馬返岩手山線へ振り替え路線の整理を行ったため。	
					9	焼走り岩手山	起点一岩手県八幡平市(焼走り・国立公園)	平笠不動	焼走り溶岩流	一部区間を旧上	

現行					新規					理由
番号	路線名	区間	主要 経過地	告示日	番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針	
33	焼走岩手山線	起点－岩手県岩手郡西根町（焼走・国立公園境界） 終点－岩手県岩手郡西根町（ツルハシ分れ・歩道合流点）		平成 12 年 10 月 19 日		線	境界） 終点－岩手県八幡平市（お鉢・歩道合流点）		から岩手山に至る登山道として整備する。	坊岩手山線から振り替え路線の整理・統合を行ったため。
17	西山岩手山線	起点－岩手県岩手郡雫石町国有林雫石経営区 192 林班（国立公園境界） 終点－岩手県岩手郡滝沢村（不動平岩室）		昭和 31 年 7 月 10 日	12	御神坂岩手山線	起点－岩手県岩手郡雫石町（御神坂・国立公園境界） 終点－岩手県八幡平市、滝沢市（不動平・歩道合流点）		御神坂から岩手山に至る登山道として整備する。	市町村合併に伴う地名の変更及び路線名称の変更並びに終点位置の整理を行ったため。
20	松川温泉滝ノ上温泉線	起点－岩手県岩手郡松尾村（松川温泉） 終点－岩手県岩手郡雫石町（滝ノ上温泉）	三ツ石湿原	平成 12 年 10 月 19 日	4	松川温泉滝ノ上温泉線	起点－岩手県八幡平市（松川温泉） 終点－岩手県岩手郡雫石町（滝ノ上温泉）	三ツ石湿原	松川温泉から三ツ石湿原を経て滝ノ上温泉に至る登山道として整備する。	市町村合併に伴う地名の変更のため。
22	滝ノ上温泉乳頭山線	起点－岩手県岩手郡雫石町（滝ノ上温泉） 終点－岩手県岩手郡雫石町（乳頭山頂上）		昭和 31 年 7 月 10 日	13	滝ノ上温泉乳頭山線	起点－岩手県岩手郡雫石町（滝ノ上温泉） 終点－岩手県岩手郡雫石町、秋田県仙北市（乳頭山・歩道合流点）	白沼	滝ノ上温泉から乳頭山に至る登山道として整備する。	市町村合併に伴う地名の変更及び終点位置の整理を行ったため。
23	乳頭山登山道線	起点－秋田県仙北郡田沢湖町（黒湯・歩道分岐点） 終点－秋田県仙北郡田沢湖町（乳頭山山頂・歩道合流点）  起点－秋田県仙北郡田沢湖町（孫六温泉・歩道分岐点） 終点－秋田県仙北郡田沢湖町（田代平・歩道合流点）  起点－秋田県仙北郡田沢湖町（大釜温泉・歩道分岐点） 終点－秋田県仙北郡田沢湖町（田代平西・歩道合流点）	一本松温泉	平成 12 年 10 月 19 日	20	乳頭山田代平線	起点－秋田県仙北市（黒湯温泉・歩道分岐点） 終点－秋田県仙北市（乳頭山・歩道合流点）  起点－秋田県仙北市（孫六温泉・歩道分岐点） 終点－秋田県仙北市（田代平・歩道合流点）  起点－秋田県仙北市（大釜温泉・蟹場温泉・歩道分岐点） 終点－秋田県仙北市（田代平西・歩道合流点）	一本松温泉	乳頭温泉郷の各温泉から田代平・乳頭山方面に至る登山道として整備する。	市町村合併に伴う地名の変更及び終点位置の整理を行ったため。

現行					新規					理由
番号	路線名	区間	主要 経過地	告示日	番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針	
28	後生掛泥火山 周回線	秋田県鹿角郡八幡平村（後生掛）		昭和 32 年 10 月 28 日	19	後生掛泥火山 線	起点－秋田県鹿角市（後生掛温泉） 終点－秋田県仙北市（大湯沼）	オナメモ トメ、泥火 山	後生掛周辺の 噴気や噴湯、泥 火山等の火山現 象を観察するた めの探勝歩道と して整備する。	重複していた後 生掛又口小屋線と の整理並びに起 点・終点が不明確 だったため路線の 整理を行ったた め。
32	東北自然歩道 線	起点－秋田県仙北郡田沢湖町（生保内・国 立公園境界） 終点－秋田県仙北郡田沢湖町（生保内・国 立公園境界）  起点－秋田県仙北郡田沢湖町（鶴ノ湯・国 立公園境界） 終点－秋田県仙北郡田沢湖町（田沢湖高原 集団施設地区） 終点－秋田県仙北郡田沢湖町（田沢湖高原 集団施設地区東・歩道合流点）	からふき湿 原	平成 12 年 10 月 19 日	21	東北自然歩道 線	起点－秋田県仙北市（湯ノ沢南・国立公園 境界） 終点－秋田県仙北市（湯ノ沢・国立公園境 界）  起点－秋田県仙北市（鶴の湯・国立公園境 界） 終点－秋田県仙北市（乳頭温泉郷集団施設 地区）	鶴の湯、蟹 場温泉、大 釜温泉、黒 湯温泉、空 吹湿原	乳頭温泉郷周 辺の自然を探勝 する東北自然歩 道として整備す る。	市町村合併に伴 う地名の変更及び 起点・終点位置の 整理を行ったた め。

※変更後の番号は、「国立公園の公園計画の作成要領」に基づき新しい計画で順番を整理し、新たな番号を付したもの（旧計画の番号は新計画では使用しない。）。

(エ) 運輸施設

次の運輸施設を次のとおり変更する。

(表 21：運輸施設変更表)

現行					新規					理由
番号	路線名	区間	主要 経過地	告示日	番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針	
1	網張索道(特殊 索道)	起点-岩手県岩手郡雫石町(網張) 終点-岩手県岩手郡雫石町(犬倉山肩)		昭和 42 年 10 月 2 日	1	網張索道運送 施設	起点-岩手県岩手郡雫石町(網張) 終点-岩手県岩手郡雫石町(犬倉山肩)		岩手山及び三 ツ石山方面への 夏山登山・探勝 用として整備す る。	旧計画から事業 種類名称が変更と なったため。

5 参考事項

参考事項を次のとおり変更する。

(表 22：参考事項変更表)

変更前	変更後
<p>(2) 過去の経緯</p> <p>ア 公園区域</p> <p>昭和 11 年 2 月 1 日 公園区域(十和田八甲田地域)の指定(十和田国立公園)</p> <p>昭和 31 年 7 月 10 日 公園区域(八幡平地域)の追加(十和田八幡平国立公園に改称)</p> <p>イ 保護計画</p> <p>昭和 31 年 7 月 1 日 特別地域の指定</p> <p>昭和 43 年 5 月 1 日 特別保護地区の指定</p> <p>昭和 46 年 11 月 13 日 湖沼又は湿原の指定(睡蓮沼、黄瀬沼、八幡沼、藁沼)</p> <p>平成 2 年 12 月 1 日 車馬等乗入れ規制地域の指定(八甲田山、岩手山、秋田駒ヶ岳)</p> <p>ウ 利用計画</p> <p>昭和 31 年 7 月 10 日 利用計画の決定 (以後逐次計画追加等)</p> <p>平成 2 年 8 月 18 日 利用計画の一部変更(東北自然歩道線道路(歩道)等)</p>	<p>(2) 過去の経緯</p> <p>ア 公園区域</p> <p>昭和 11 年 2 月 1 日 公園区域(十和田八甲田地域)の指定(十和田国立公園)</p> <p>昭和 31 年 7 月 10 日 公園区域(八幡平地域)の追加(十和田八幡平国立公園に改称)</p> <p>平成 12 年 10 月 19 日 公園区域の一部変更(焼走り区域の追加)</p> <p>イ 保護計画</p> <p>昭和 31 年 7 月 10 日 特別地域の指定</p> <p>昭和 43 年 5 月 1 日 特別保護地区の指定</p> <p>昭和 46 年 11 月 13 日 湖沼又は湿原の指定(睡蓮沼、黄瀬沼、八幡沼、藁沼)</p> <p>昭和 56 年 3 月 23 日 採取等規制植物の指定</p> <p>平成 2 年 12 月 1 日 車馬等乗入れ規制地域の指定(八甲田山、岩手山、秋田駒ヶ岳)</p> <p>平成 12 年 10 月 19 日 公園区域及び公園計画の一部変更(焼走り区域の追加)</p> <p>ウ 利用計画</p> <p>昭和 31 年 7 月 10 日 利用計画の決定</p> <p>昭和 32 年 10 月 28 日 歩道(後生掛泥火山周回線)の追加</p> <p>昭和 36 年 12 月 11 日 宿舎(大沼)の追加</p> <p>昭和 37 年 4 月 9 日 歩道(後生掛又口小屋線)の追加</p> <p>昭和 38 年 7 月 5 日 宿舎(茶臼岳)を避難小屋(茶臼岳)に変更</p> <p>昭和 38 年 10 月 10 日 歩道(玉川温泉~五十曲経由~国立公園境界)の追加及び車道(玉川温泉線)の</p>

	路線位置を変更
昭和 39 年 10 月 23 日	宿舎（三ツ石山東部）を避難小屋（三ツ石山東部）に変更
昭和 40 年 8 月 30 日	スキー場（網張）の追加及び車道の統合（当初計画番号の 2～4）
昭和 40 年 10 月 23 日	車道（網張松川温泉線）の追加
昭和 41 年 11 月 7 日	園地（駒ヶ岳八合目）、車道（国立公園境界～駒ヶ岳八合目）及び歩道（田沢湖高原～駒ヶ岳及び湯森山）の追加
昭和 42 年 3 月 29 日	園地の追加（ヒヤ湯）及び歩道（国見温泉～ヒヤ湯）の変更
昭和 42 年 10 月 2 日	索道（特殊索道）（網張～犬倉山肩）の追加及び車道（藤七温泉～三ツ石山鞍部）の変更及び集団施設地区の名称変更（網張温泉→岩手山麓国民休暇村）
昭和 43 年 8 月 23 日	駐車場（見返峠下）の追加
昭和 45 年 12 月 12 日	スキー場（後生掛）の追加
昭和 49 年 10 月 7 日	野営場（滝ノ上）の追加
平成 2 年 8 月 18 日	歩道（蟹場温泉～乳頭山山頂）の削除及び歩道（黒湯～乳頭山山頂、東北自然歩道線）2 路線の追加
平成 12 年 10 月 19 日	集団施設地区の 2 地区（田沢湖高原及び岩手山麓）の名称変更、歩道の削除（11 路線）及び歩道の追加（15 路線）